第9期蕨市高齢者福祉計画· 介護保険事業計画

令和6年度~令和8年度

令和6年3月 蕨 市

はじめに

このたび、令和6年度から8年度までの3年間を事業計画期間とする第9期「蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしました。

さて、いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上となる令和7年(2025年)を目前に控え、医療・介護・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進がますます求められてきています。



こうしたなか、蕨市では、高齢者が自宅でこれまで以上に安心して暮らせるよう、緊急時の通報や健康相談等を実施する「緊急通報サービス事業」の制度を見直し、対象者の拡大を図りました。更に、コロナ禍により、地域活動や交流の機会が減少した高齢者が、フレイル(虚弱)状態とならないために、自宅で出来る「蕨市いきいき百歳体操」動画を作成するとともに、高齢者の居場所づくりやフレイル予防教室、いきいき百歳体操などを再開するための支援の充実にも力を注いでまいりました。

新たな計画では、基本理念に掲げた「みんなにあたたかく健康で安心して暮らせるまち わらび」の実現に向けて、コロナ禍によって停滞した高齢者の交流・活動への促進を図るとともに、第8期計画で掲げた3つの重点的な取り組みとなる、住民主体で介護予防に取り組む「介護予防・日常生活支援総合事業」や多様な主体による生活支援サービスの提供を目指す「生活支援体制整備事業」、認知症のご本人や家族が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための「認知症総合支援事業」に加え、新たに、在宅医療と介護の連携を推進する「在宅医療・介護連携推進事業」を4つ目の重点的な取り組みとして事業を展開し、高齢者福祉の一層の充実を図ってまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました蕨市高齢者福祉計画等 策定懇談会委員の皆様、並びに関係各位に心から御礼申し上げますとともに、計 画推進につきましても、引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し 上げます。

令和6年3月

【目次】

第	51	草	計画の策定にあたって	1
	1	計画	の背景と趣旨	. 1
	2	計画	の位置づけと期間	.2
	2	2 - 1	根拠法令等	. 2
	2	2 - 2	他の法令、計画等との関係	. 2
	2	2 - 3	計画の期間	. 2
	3	計画	の策定体制	.3
	3	3 - 1	策定懇談会・庁内連絡会の開催	. 3
	3	3 - 2	アンケート調査の実施	. 3
	3	3 - 3	パブリックコメントの実施	. 3
	4	日常	生活圏域	.4
	4	1 - 1	日常生活圏域	. 4
	4	1 - 2	地域包括支援センター	. 5
第	12	章	蕨市の高齢者を取り巻く状況	6
	1	本市	の概況	.6
	1	L — 1	概況	. 6
	1	-2	位置	. 6
	1	-3	歴史	. 6
	2	人口	と世帯の状況	.7
	2	2 – 1	人口動態	. 7
	2	2 - 2	高齢者のいる世帯の状況	. 9

3 蕨市の介護保険事業の状況	
3-1 被保険者数の推移	
3-2 要支援・要介護認定者数の推移	11
3-3 認知症高齢者の日常生活自立度の状	況
3-4 介護給付費の推移	
4 高齢者等の将来推計	
4-1 人口と高齢者数の推計	
4-2 被保険者数の推計	
4-3 要支援・要介護者数の推計	
4-4 認知症高齢者の日常生活自立度の推	計18
5 アンケート調査結果	
5-1 アンケート調査の実施概要	
5-2 介護予防ニーズ調査	20
5-3 在宅介護実態調査	27
5-4 在宅生活改善調査	37
6 高齢者を取り巻く主な課題	
7 第8期計画の評価	
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 計画の基本理念	43
2 基本目標と施策の方向性	
3 施策の体系	47
4 計画の重点取り組み	
第4章 高齢者福祉計画	53
基本目標1 生きがいを持ち安心して生活	舌できる環境づくり53
1 高齢期の生きがいづくり	53

	2	日常生活の支援	58
	3	健康(健幸)づくりの推進	69
	4	地域で暮らすための支援	72
第	5章	章 介護保険事業計画	. 77
1	基本	目標 2 介護サービスの充実	77
	1	介護保険制度の適正な運営	77
	2	サービス基盤の計画的な整備	80
	2 -	- 1 居宅サービス	82
	2 -	- 2 地域密着型サービス	96
	2 -	- 3 施設サービス	106
1/2	表本	目標3 地域支援の充実	109
	1	介護予防の充実	109
	2	認知症高齢者などへの支援	.113
	3	地域包括ケアの充実	.115
	3 -	- 1 包括的支援事業	.115
	3 -	- 2 任意事業	120
	4	高齢者の権利擁護の充実	124
第	6章	章 介護保険事業費の見込み	125
	1	介護保険料算定の流れ	125
	2	介護保険給付費等の見込み	126
	3	第1号被保険者の介護保険料の算出	129
	4	保険料段階別の保険料	130
第	7章	章 計画の推進1	131
	1 言	計画の推進に向けて	131

	1 —	1 連携の強化	131
	1 —	2 推進体制の強化	131
	1 —	3 計画の進行管理	132
	2 介	護保険制度の円滑な運営に向けて	133
	2 —	1 円滑な制度運営のための体制整備	133
	2 —	2 利用者への配慮	133
j	資料編		135
	1 青	十画策定の経過	136
	2	族市高齢者福祉計画等策定懇談会設置要綱	137
	3	族市高齢者福祉計画等策定懇談会委員名簿	138
	4	F議過程における主な意見	139
	5	族市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会設置要綱	141
	6 薦	蒙市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会委員名簿	142

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

平成12年度の介護保険制度の開始以降、8期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定してきました。令和5年度末で第8期計画(令和3~5年度)が終了となるため、令和6~8年度までの3年を計画期間とする第9期計画を策定します。

第6期計画(平成27~29年度)は、いわゆる団塊の世代の方々がすべて75歳以上となる令和7年度に向け、第5期計画で開始した「地域包括ケア」実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携等の取組を本格化していく計画として位置づけられていました。

第7期計画(平成30~令和2年度)並びに第8期計画では、「地域包括ケアシステム」構築の中間段階として、構築の深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のための取組を進めるとともに、令和7年のサービス・給付・保険料の水準(第8期では令和22年のサービス・給付)も推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図っています。

第9期計画においても、従来取り組んできた事業等を踏まえながら、介護サービス需要がピークを迎える地域もあるなど、地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等により介護サービス基盤の整備方針を検討し、計画を策定する必要があります。

■第7期及び第8期計画のポイント(参考資料)

第7期計画

- 介護保険の理念である高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた市の取組を推進するため、 実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共 通の目標を設定し、関係者間で共有し、その達成に向けた具体的な計画を作成
- 医療計画との整合性を確保するための計画を 作成
- 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

第8期計画

- 上位計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンの高齢者支援の目標に準じて計画を策定
- 〇 「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる令和 22 年の市の姿を踏まえて必要な施策を整備
- 計画・施策の中心に「高齢者の健康といきがいづ くり」「高齢者福祉サービスの充実」「介護サービス の充実」「地域支援事業の充実」を柱に作成
- ○「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指し、 「介護予防・日常生活支援総合事業」「生活支援体 制整備事業」「認知症総合支援事業」を重点実施

2040 年を考慮 65 歳以上、特に 85 歳以上が増加の見込み

第7期計画 平成30~令和2 年度

(2018~2020 年度)

第8期計画 令和3~5年度

(2021~2023 年度)

【本計画】 第9期計画 令和6~8年度 (2024~2026年度)

第 10 期計画 令和 9~11 年度

(2027~2029 年度)

第 11 期計画 令和 12~14 年度 (2030~2032 年度)

2 計画の位置づけと期間

2-1 根拠法令等

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく高齢者福祉計画(老人福祉計画)と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにするものです。

〈高齢者福祉計画と介護保険事業計画の性格〉

■高齢者福祉計画

高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。

■介護保険事業計画

介護保険サービスの見込量や提供体制の確保など事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎ともなります。さらに、要介護状態になる前の高齢者も対象とし、介護予防事業、高齢者の自立した日常生活を支援するための体制整備、在宅医療と介護の連携、住まいの確保などについて定める計画です。

2-2 他の法令、計画等との関係

本計画は、本市の総合的な高齢者施策を定める計画として、また、今後の介護保険サービスの事業計画として位置づけられることから、国、県の高齢者福祉及び介護保険事業に関する計画、地域医療構想等との連携、整合性を図ります。また、本市の最上位計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンⅡ、他の福祉計画、さらに各行政部門の計画とも連携しながら策定します。

また、第9期計画は、第8期計画に続いて平成29年の社会福祉法等の改正による地域包括ケアシステムの更なる深化及び地域共生社会の実現を目指すほか、この度、計画策定にあわせて改正された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」にしたがって、医療情報と介護情報の共有化や情報の活用なども目指していきます。

2-3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間です。

計画期間中に団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となる令和7年を迎え、現役世代が急減する令和22年を見据えた中長期的な視点を持つものですが、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。

3 計画の策定体制

3-1 策定懇談会・庁内連絡会の開催

本計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉の関係者、学識経験者、公募による被保険者の代表などによる、「蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会」を設置し、策定内容に関する検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

また、庁内では、「蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会」を組織して、関係各課 との連携を図り、策定懇談会で出された意見等を参考にしながら、具体的な施策の 検討・調整を行いました。

3-2 アンケート調査の実施

高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護保険事業に関する意見などをうかがい、計画づくりの参考資料とし活用するため、高齢者を対象としたアンケート調査や新たに居宅介護支援事業所等を対象として調査を実施しました。(19 ページ~)

3-3 パブリックコメントの実施

市民の意見を広く聴取するために、計画案の内容を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画の取りまとめを実施しました。

【実施の概要】

募集期間:令和5年12月28日から令和6年1月19日(23日間)

募集方法:健康長寿課窓口に持参、郵送、FAX又は電子メール

公表場所:市役所、公民館、図書館、老人福祉センターけやき荘・松原会館、

交流プラザさくら、総合社会福祉センター、市ホームページ

提出された意見の件数(提出者数): 4件(2人)

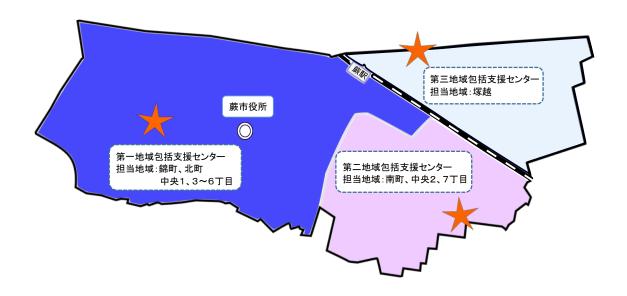
4 日常生活圏域

4-1 日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた身近な地域において自立した日常生活を 営むことができるようにするために、地理的条件・人口・交通・その他の社会的条 件、施設の整備の状況などを総合的に勘案して定める圏域です。

第9期においても、本市の地域性や諸条件に基づき、引き続き1圏域として設定 し、地域に密着したサービス体制の構築・充実を図ります。

日常生活圏域は1圏域となりますが、きめ細やかな相談体制を確立するため、地域包括支援センターは下図のとおり3ヶ所に設置しております。



4-2 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、地域における介護・福祉・保健などのワンストップ相談窓口であり、地域包括ケアシステムの中核となる「地域包括支援センター(愛称:高齢者サポートセンター)」を市内3ヶ所に設置し、職員の専門性を活かしながら連携をとり、地域に根差した活動を進めていきます。

蕨市第一地域包括支援センター

担当地区:錦町、北町、中央 $1\cdot 3\sim 6$ 丁目 平日(月 \sim 金) 8:30 \sim 17:15

〒335-0005 蕨市錦町3-3-27 総合社会福祉センター内

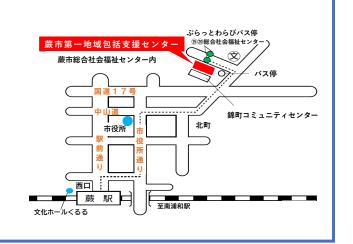
TEL: 048-434-6721

徒歩 蕨駅西口より25分

バス 蕨駅西口より蕨市コミュニティバス 「ぷらっとわらび」西ルート(市民体

育館先回り)「⑮総合社会福祉センター」前もしくは、西ルート(市役所先

回り)「②総合社会福祉センター」前



蕨市第二地域包括支援センター

担当地区:南町、中央2·7丁目平日(月~金) 8:30~17:15 〒335-0003 蕨市南町2-32-20

いきいきタウン蕨内

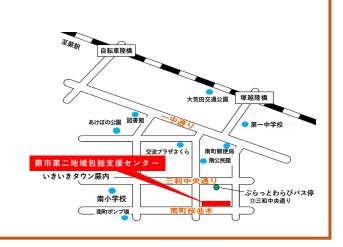
TEL: 048-290-8587

徒歩 西川口駅西口より10分

バス 蕨駅西口より蕨市コミュニティバス

「ぷらっとわらび」南ルート「⑬三

和中央通り | 徒歩3分



蕨市第三地域包括支援センター

担当地区:塚越

平日(月~金) 8:30~17:15 〒335-0002 蕨市塚越2-7-6

TMS ビル 101

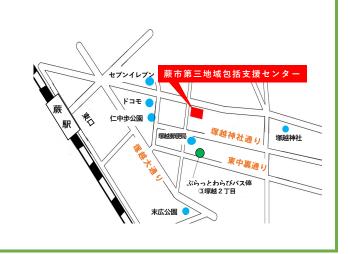
TEL: 048-498-6122

徒歩 蕨駅東口より6分

バス 蕨駅西口より蕨市コミュニティバス

「ぷらっとわらび」東ルート「③塚越

2丁目」徒歩3分



第2章 蕨市の高齢者を取り巻く状況

1 本市の概況

1-1 概況

本市の概況は以下のとおり、面積 5.11 k ㎡、総人口 75,523 人、高齢者人口は 17,378 人で高齢化率は 23.0%となっています。

面積	5.11 k m²
人口	75,523 人
人口密度	14,779 人/k ㎡
高齢者人口	17,378人
高齢化率	23.0%

資料:市民課 令和5年10月1日現在(住民基本台帳人口)

1-2 位置

本市は埼玉県の南部に位置し、都心から約20km圏内にあります。市の面積は全国で最も小さく、人口密度は全国で最も高い市となっています。

隣接する市町村は、北にさいたま市、東に川口市、西南に戸田市の3市となっています。市域は川口低地と呼ばれる平坦地に属しており、海抜は3.2mから最高点でも5.5mとほとんど起伏のない平坦な地形となっています。

交通状況をみると、市の中央をJR京浜東北線と国道 17 号が縦断しており、東京都心まで約 30 分と通勤・通学にも便利な立地条件にあります。

1-3 歴史

本市は、古くから中山道の宿場町として栄え、にぎわいを見せていました。その後、機(はた)織物のまちとして栄え、経済の基盤を築きました。戦後は、首都圏の拡大とともに住宅都市として順調に発展、昭和40年代より地域コミュニティ活動が全国に先駆けて開始され現在に至っています。

また本市は、成人式発祥の地であることから、名称を当時のままの「成年式」として実施しているほか、機まつりや宿場まつりといった蕨の歴史がしのばれる催しも開催されています。

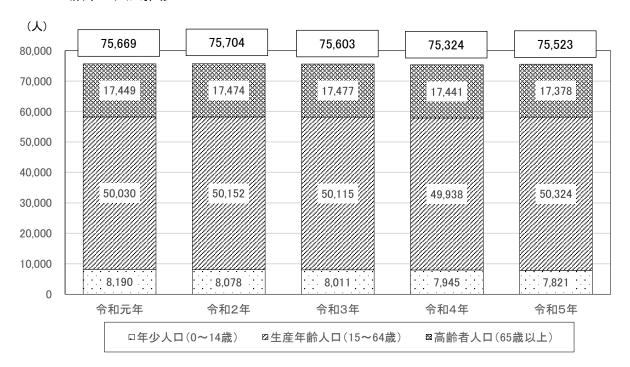
2 人口と世帯の状況

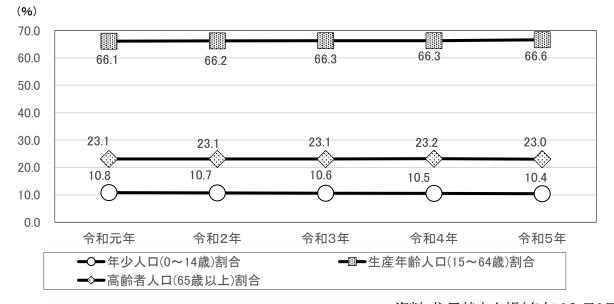
2-1 人口動態

近年の本市の人口は微増、微減を繰り返し、ほぼ横ばいの傾向にあります。そのなかで 65 歳以上もほぼ横ばいで推移しています。令和 5 年では、総人口 75,523 人に対し高齢者人口は 17,378 人で、高齢人口割合(高齢化率)は 23.0%となっています。

また、年少人口及び生産年齢人口もほぼ横ばいで、推移している状況です。

■蕨市の人口推移



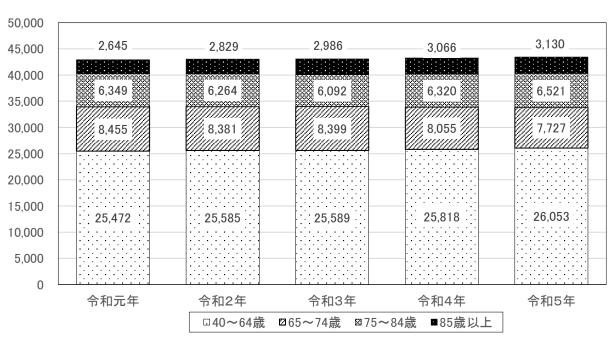


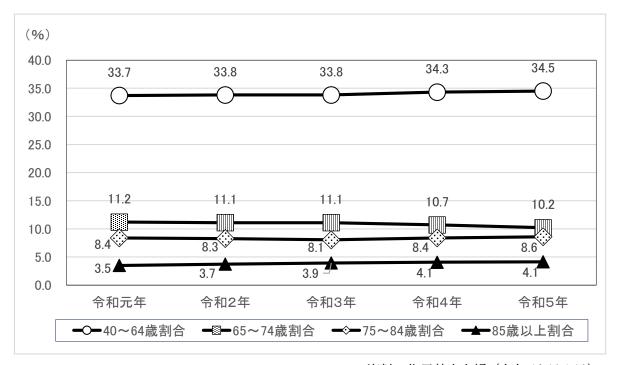
資料:住民基本台帳(各年10月1日)

本市の第1号及び第2号被保険者となる 40 歳以上人口の推移を年齢区分別にみると、40~64 歳の第2号被保険者はやや微増で、令和5年では 26,053 人、第1号被保険者のうち、65~74 歳の前期高齢者は、団塊の世代が 75 歳以上に移行していることから減少となっている一方で、75 歳以上の後期高齢者のうち、75~84 歳は団塊の世代が加わりはじめ増加に転じています。85 歳以上は増加しており、令和元年からの4年間で 485 人増えています。

■蕨市の40歳以上人口の推移

(人)





資料:住民基本台帳(各年10月1日)

2-2 高齢者のいる世帯の状況

高齢者を含む世帯を国勢調査結果からみると、令和2年調査では全世帯の3割を 超えており、世帯数は増加しています。

また、高齢単独世帯、高齢夫婦世帯いずれについても、世帯数、割合ともに増加を 続けており、特に独居世帯は平成22年と令和2年の比較では2,939世帯から4,153 世帯へと 10 年間で 41.3%の大幅な増加となっています。また、高齢夫婦世帯につい ても 2,167 世帯から 2,930 世帯となり、763 世帯、35.2%の増加となっています。

■蕨市の世帯数の推移

(単位:上段·世帯数、下段·%)

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年
全世帯数	30,943	33,053	34,143	36,784
(一般世帯数)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
高齢者を含む世帯数	8,860	10,129	11,410	11,843
(全世帯数に占める割合)	(28.6)	(30.6)	(33.4)	(32.2)
高齢単独世帯数	2,317	2,939	3,707	4,153
(高齢者を含む世帯数に占める割合)	(26.2)	(29.0)	(32.5)	(35.1)
高齢夫婦世帯数	1,885	2,167	2,501	2,930
(高齢者を含む世帯数に占める割合)	(21.3)	(21.4)	(21.9)	(24.7)

[※]一般世帯は、世帯総数から施設等の世帯を除いた世帯

資料:国勢調査結果

国及び県と比較すると、高齢者を含む世帯の割合は国及び県の数値を下回ってい ますが、本市の特徴として高齢単独世帯の占める割合が高く、国より5.5ポイント、 県より 8.3 ポイント高くなっています。一方で、高齢夫婦世帯の割合は、国及び県 の水準よりも低くなっています。

■蕨市と国・県の高齢者を含む世帯数(令和2年) (単位:上段・世帯数、下段・%)

		国	埼玉県	蕨市
全世帯数		55,704,797	3,157,629	36,784
	(一般世帯数)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	高齢者を含む世帯数	22,655,031	1,240,902	11,843
	(全世帯数に占める割合)	(40.7)	(39.3)	(32.2)
	高齢単独世帯数	6,716,806	332,963	4,153
	(高齢者を含む世帯数に占める割合)	(29.6)	(26.8)	(35.1)
	高齢夫婦世帯数	6,533,895	338,189	2,930
	(高齢者を含む世帯数に占める割合)	(28.8)	(27.3)	(24.7)

資料: 国勢調査結果

[※]高齢夫婦世帯は世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫65歳以上および妻60歳以上の夫婦のみの世帯

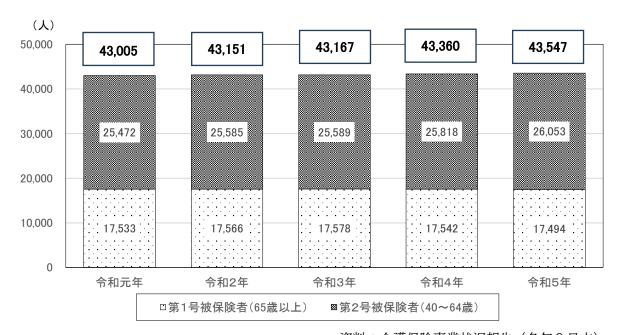
3 蕨市の介護保険事業の状況

3-1 被保険者数の推移

本市の介護保険被保険者数(住民基本台帳ベースの概数+住所地特例)は微増傾向にあり、令和5年では43,547人となっています。

令和5年の被保険者を種類別にみると、第1号被保険者(65歳以上)が17,494人、第2号被保険者(40~64歳)は26,053人となっています。

■蕨市の介護保険被保険者数の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年9月末)

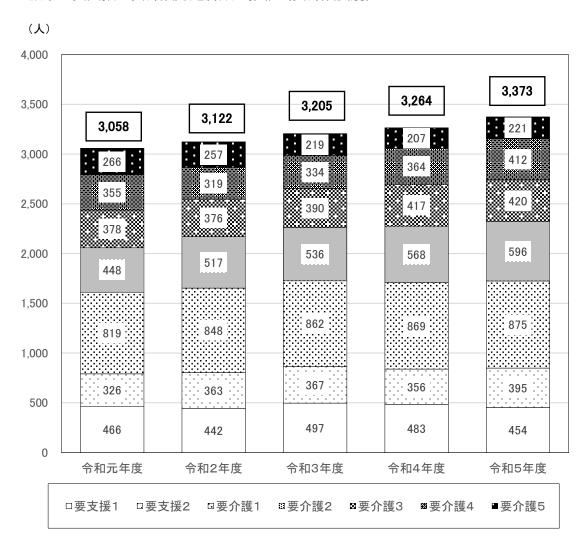
3-2 要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、増加傾向となっています。

要介護度別にみると、要支援2から要介護4までの認定者は増加している一方、 要介護5については減少しています。

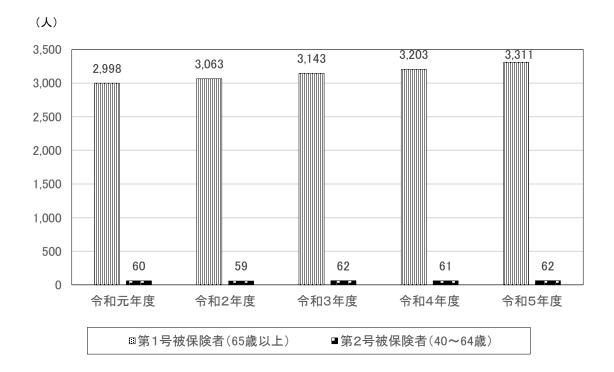
第1号被保険者の認定者は増加傾向、第2号被保険者の認定者は60人前後で推移 しており、令和5年の認定者数のうち、第1号被保険者は3,311人、第2号被保険 者は62人となっております。

■蕨市の要支援・要介護認定者数の推移(要介護度別)



資料:地域包括ケア「見える化」システム(各年9月末)

■蕨市の要支援・要介護認定者数の推移(第1号・第2号被保険者別)



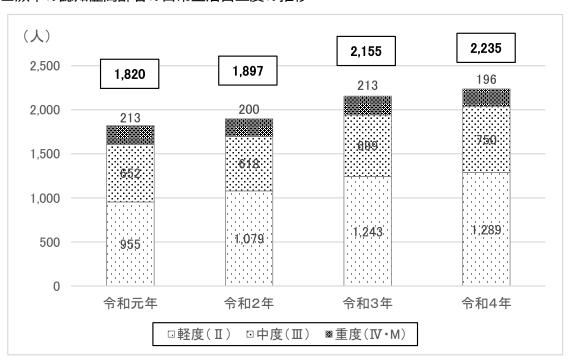
資料:地域包括ケア「見える化」システム(各年9月末)

3-3 認知症高齢者の日常生活自立度の状況

要介護認定の際に調査される「認知症高齢者の日常生活自立度」の自立(I)を除いた令和元年~4年の10月実績をみたものです。

その結果、令和4年には軽度(Π)が 1,289 人で最も多く、中度(Π) は 750 人で、重度(Π) は 196 人となっています。

■蕨市の認知症高齢者の日常生活自立度の推移



資料:地域包括ケア「見える化」システム(各年10月末)

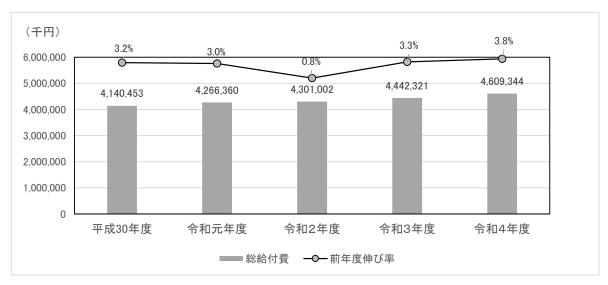
表:認知症高齢者の生活自立度判定基準

ランク 判断基準		判断基準
自立	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ 自立している。
	П	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが 多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
軽度	Па	家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。
	Пþ	家庭内で上記Ⅱの状態がみられる。
Ш		日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが 見られ、介護を必要とする。
中度	Ша	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
	Шb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
手庇	IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻 繁に見られ、常に介護を必要とする。
重度	М	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専 門医療を必要とする。

3-4 介護給付費の推移

本市の介護給付費は、増加傾向で推移しており、令和4年度では前年比3.8%増の46億934万円となっています。

■蕨市の介護サービス給付費の推移

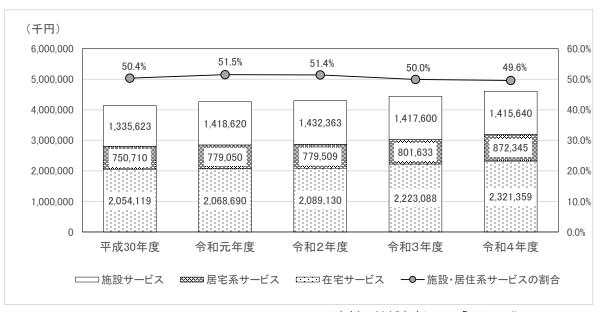


資料:地域包括ケア「見える化」システム

サービス区分別でみると、在宅サービス・居住系サービスで増加傾向であるもの の、施設サービスは令和元年度以降は横ばいとなっています。

施設・居住系サービスの給付費の割合は、令和4年度で49.6%となっています。

■蕨市の介護サービス給付費の推移(サービス区分別)



資料:地域包括ケア「見える化」システム

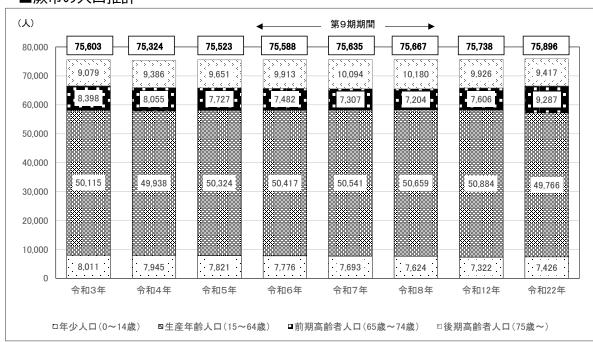
4 高齢者等の将来推計

4-1 人口と高齢者数の推計

本市の将来人口についてコーホート変化率法により推計を行った結果、第9期計画の最終年である令和8年の総人口は75,667人と推計され、引き続き横ばいで推移するものとみられます。

なお、中・長期的にも横ばいの見込みですが、生産年齢人口がおおむね横ばいで 推移するなかで、年少人口は減少、高齢者人口は増加し、少子高齢化が進んでいく 見込みです。

■蕨市の人口推計



資料: 令和 3~5 年は、住民基本台帳実績値(各年 10 月 1 日現在)。令和 6 年以降はコーホート変化率法*に基づく推計値

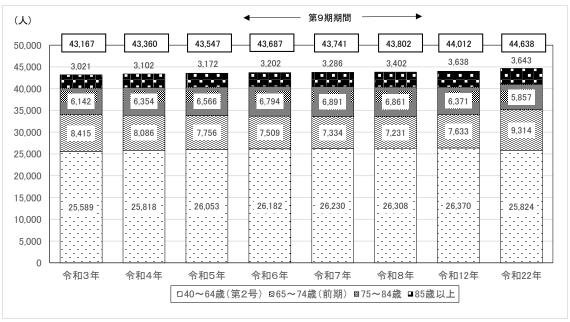
※コーホート変化率法: 各コーホート(同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団)に ついて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、そ れに基づき将来人口を推計する方法

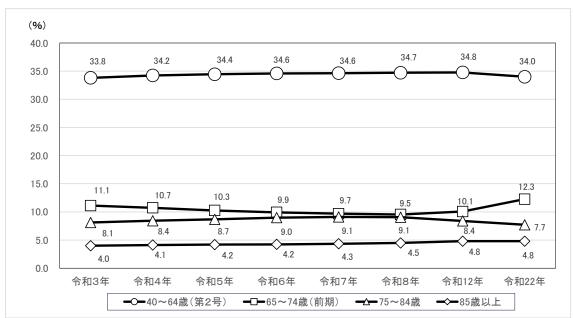
被保険者数の推計 4 - 2

第9期における被保険者数の推計値は、40歳~64歳までの第2号被保険者数は微 増が見込まれます。第1号被保険者数は、65~74歳の前期高齢者数では、団塊の世 代が順次75歳に達することから第9期では減少し、75~84歳では令和5年の6.566 人から令和8年には6,861人へと増加が見込まれます。なお、いわゆる団塊ジュニ ア世代が65歳に達する令和22年には、前期高齢者の増加が見込まれます。また、 介護保険利用の中心である 85 歳以上も令和5年の 3,172 人から令和8年には 3,402 人まで増加が見込まれます。

令和8年の被保険者数は、第1号被保険者が17,494人、第2号被保険者は、26,308 人となり、合計は、43,802人と推計されます。

■蕨市の被保険者数の推計





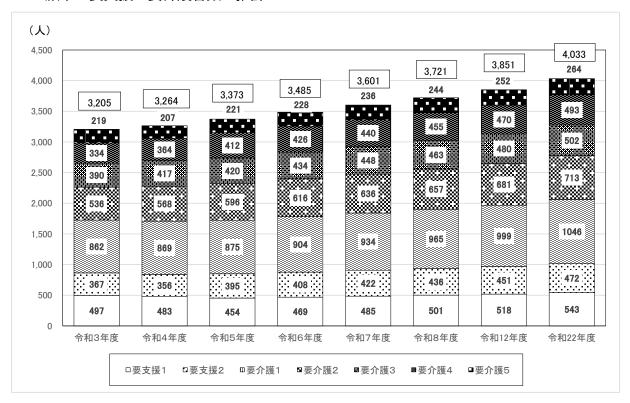
資料:地域包括ケア「見える化」システム(各年9月末)

4-3 要支援・要介護者数の推計

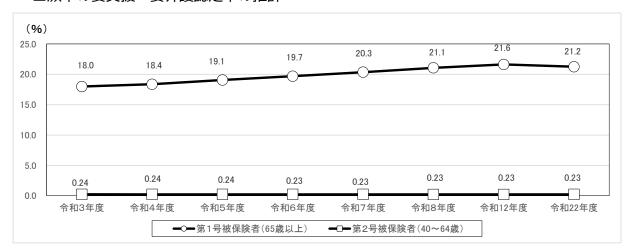
第9期における要支援・要介護者数の推計値について、認定者数は、第9期計画 初年度の令和6年度は3,485人、最終年度の令和8年度では3,721人と見込まれて おり、近年の傾向を踏まえ、微増で推移するものとみられます。

認定率も第9期において微増となることが見込まれますが、これは、高齢者のうち後期高齢者が増加する影響とみられます。

■蕨市の要支援・要介護者数の推計



■蕨市の要支援・要介護認定率の推計

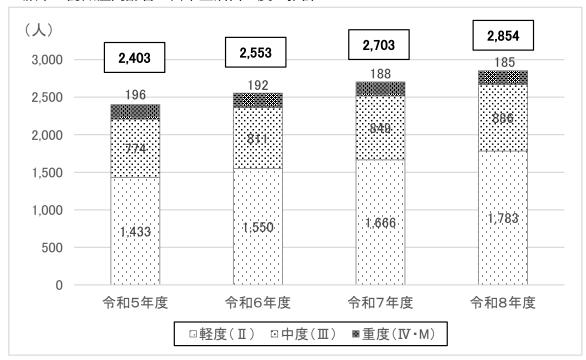


資料:地域包括ケア「見える化」システム(各年9月末)

4-4 認知症高齢者の日常生活自立度の推計

過去の介護保険の要支援・要介護認定時の認知症高齢者の日常生活自立度の判定 結果とワークシートの将来の認定者数から推計される自立(I)を除いた認知症高 齢者の日常生活自立度の数は、第9期計画最終年度の令和8年度には、軽度(II)が 1,783人、中度(III)886人、重度(IV・M)が185人と見込まれます。

■蕨市の認知症高齢者の日常生活自立度の推計



資料:地域包括ケア「見える化」システム(各年9月末)

5 アンケート調査結果

5-1 アンケート調査の実施概要

計画策定にあたり、前期(第8期)計画でも実施した高齢者の生活や介護に関する実態等を把握することを目的とした2種類のアンケート調査に加え、居宅介護支援事業者等に対して、自宅等に住んでいる方で、現在のサービスでは生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、市内に不足する介護サービス等を検討することを目的としたアンケート調査を実施しました。

■調査の種類と対象

区分	調査対象
①介護予防ニーズ調査	市内に在住の 65 歳以上で「要介護1~5」の認定を受けて
一人が設了的一人的宜	いない方
○ 大 夕 人	市内に在住で、要支援又は要介護認定を受けている方か
②在宅介護実態調査	つ在宅で生活している方
② 左	市内のすべての居宅介護支援事業所、小規模多機能型居
③在宅生活改善調査	宅介護事業所、介護予防支援事業所

■実施方法と実施時期

区分	実施方法	実施時期
①介護予防ニーズ調査	 行政連絡員による配布	令和4年10月7日から
②在宅介護実態調査	民生委員による回収	令和4年11月28日まで
③在宅生活改善調査	メールによる配布 メール・書面による回収	令和4年12月5日から 令和4年12月19日まで

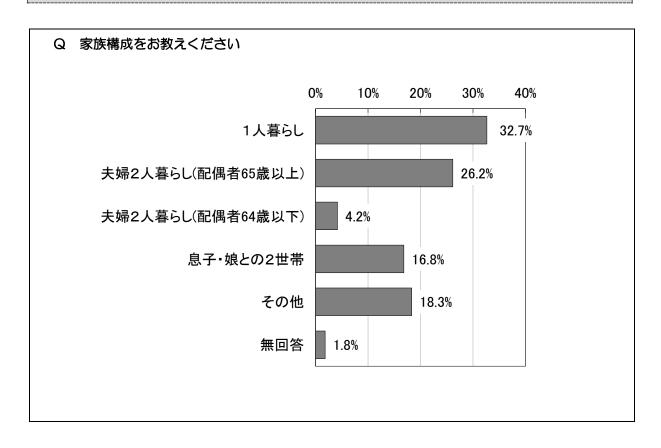
■回収結果

区分	調査票配布数	有効回答数【率】
①介護予防ニーズ調査	631 件	600件【95.1%】
②在宅介護実態調査	612 件	554件【90.5%】
③在宅生活改善調査	21 件	12件【57.1%】

5-2 介護予防ニーズ調査

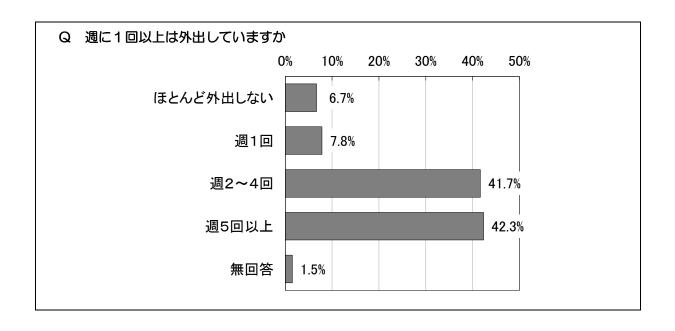
(1) 家族構成(要介護1~5の認定を受けていない方)

○家族構成については、「1人暮らし」が32.7%と最も多く、次いで「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が26.2%、「息子・娘との2世帯」が16.8%となっています。また、「その他」が18.3%となっています。



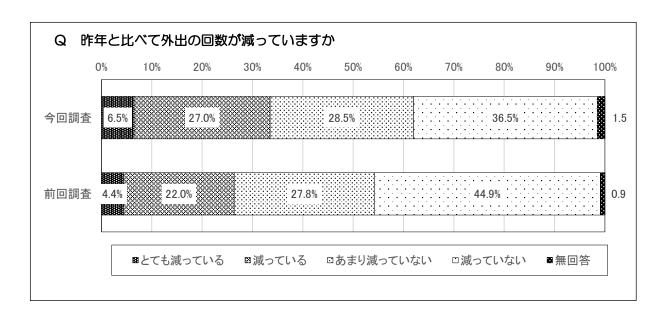
(2) 週に1回以上は外出していますか

○週に1回以上は外出しているかについては、「週5回以上」が 42.3%と最も多く、次いで「週2~4回」が 41.7%、「週 1回」が 7.8%となっています。



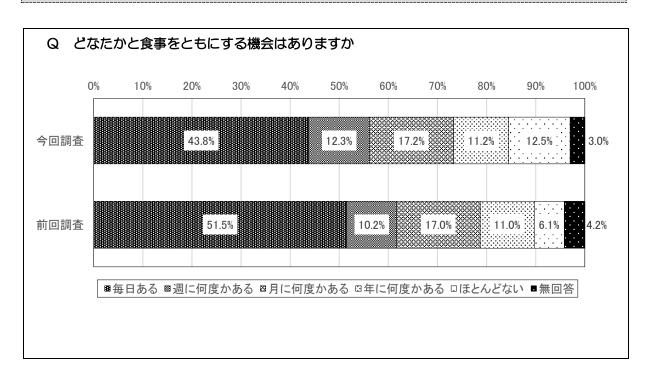
(3) 昨年と比べて外出の回数が減っていますか

- ○昨年と比べて外出の回数が減っているかについては、「とても減っている (6.5%)」、「減っている (27.0%)」を合わせた『減っている (計)』が 33.5%、「あまり減っていない (28.5%)」、「減っていない (36.5%)」を合わせた『減っていない (計)』が 65.0%となっています。
- ○前回 (第8期) の調査と比較すると、「減っていない」が 44.9%から 36.5%へ 8.4 ポイント低下するなど、外出機会の減少がうかがわれます。



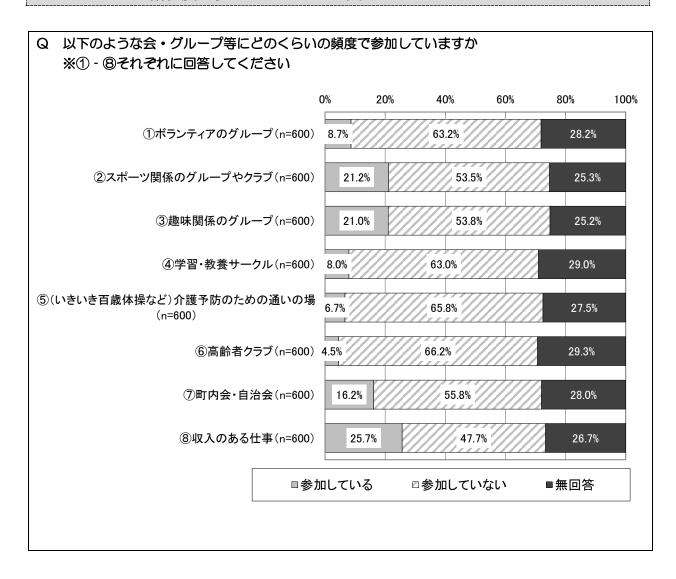
(4) どなたかと食事をともにする機会はありますか

- ○誰かと食事を共にする機会があるかについては、「毎日ある」が 43.8%と最も多く、次いで「月に何度かある」が 17.2%、「ほとんどない」が 12.5%となっています。
- ○また、前回調査と比較して「毎日ある」と回答した方が 7.7%減少しているのに対し、「ほとんどない」と回答した方が 6.4%増加しています。

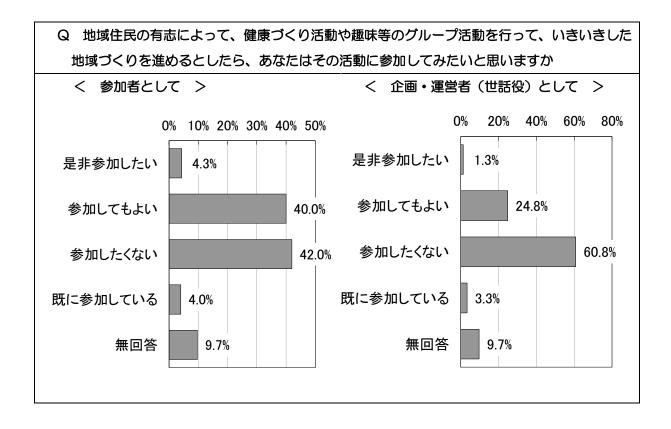


(5)地域での活動

○会・グループ等への参加頻度は、⑧収入のある仕事が 25.7%で4人に1人となって おり、次いで②スポーツ関係のグループやクラブが 21.2%、③趣味関係のグループ が 21.0%と2割程度の参加となっています。

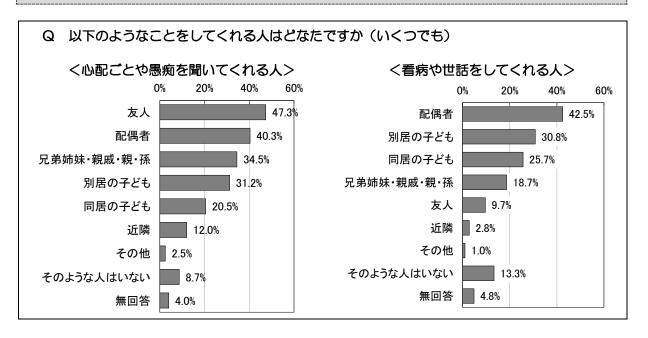


- ○地域住民によるグループ活動について、「是非参加したい (4.3%)」・「参加して もよい (40.0%)」の合計が 44.3%と 4 割を超えています。
- ○企画・運営者(世話役)としての参加については、「参加したくない」(60.8%) が約6割と過半数を占めており、「是非参加したい」・「参加してもよい」の合計が26.1%と4人に1人となっています。

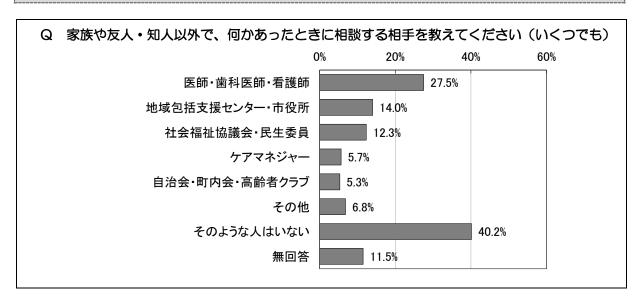


(6) たすけあい

- ○心配ごとや愚痴を聞いてくれる人については、「友人」(47.3%)が最も多く、次いで「配偶者」(40.3%)となっています。また、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が34.5%、「別居の子ども」が31.2%となり、「そのような人はいない」は8.7%と少数です。 ○病気などの際に看病や世話をしてくれる人については、「配偶者」が最も多く、「別
- ○病気などの際に看病や世話をしてくれる人については、「配偶者」が最も多く、「別 居の子ども」(30.8%)と「同居の子ども」(25.7%)など、看病や世話は身内が上 位となっています。一方で、「そのような人はいない」は 13.3%で 7.5 人に 1 人の 割合となっています。



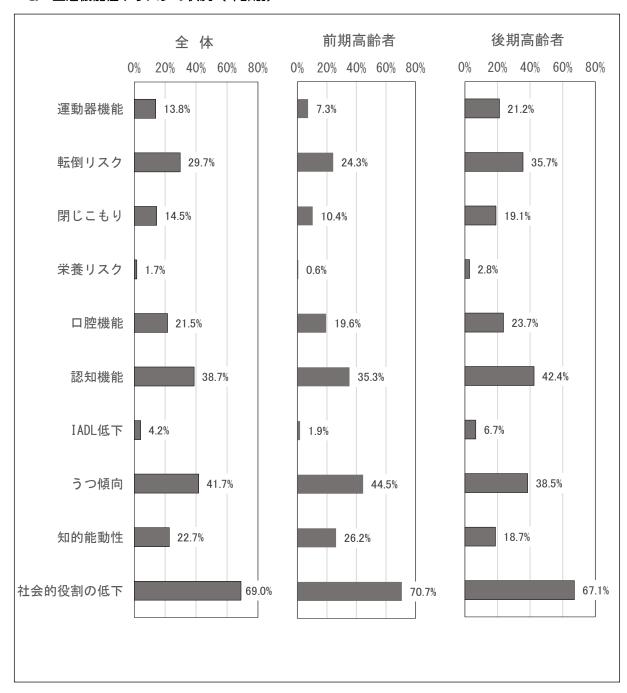
- ○家族や友人・知人以外で、なにかあった時に相談する相手としては、「医師・歯科 医師・看護師」が27.5%で最も多く、以下、「地域包括支援センター・市役所」が 14.0%、「社会福祉協議会・民生委員」が12.3%などとなっています。
- ○一方で、「そのような人はいない」と回答した人は40.2%と4割を占めています。



(7) 生活機能低下リスクの該当状況

- ○年齢別生活機能低下リスクの該当状況をみると、全体では「社会的役割の低下」が 69.0%、「うつ傾向」が 41.7%、「認知機能」が 38.7%と高くなっています。また、「転倒リスク」も 29.7%、「口腔機能」も 21.5%となっています。一方、「栄養リスク」(1.7%)と「IADL低下」(4.2%)は少数です。
- ○前期高齢者(65~74歳)では、後期高齢者と比べ「社会的役割の低下」、「うつ傾向」、「知的能動性」などで高い傾向がみられました。「認知機能」も後期高齢者よりは低いものの35.3%と高くなっています。
- ○後期高齢者(75歳以上)では、「運動器機能」「転倒リスク」等の身体的リスクが 前期高齢者より高く、また、「認知機能」も42.4%と高くなっています。

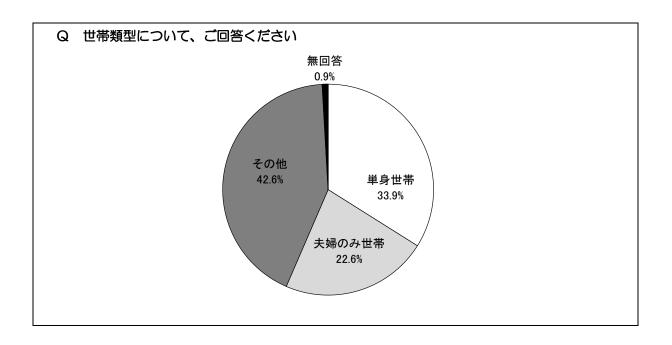
Q 生活機能低下リスクの状況(年齢別)



5-3 在宅介護実態調査

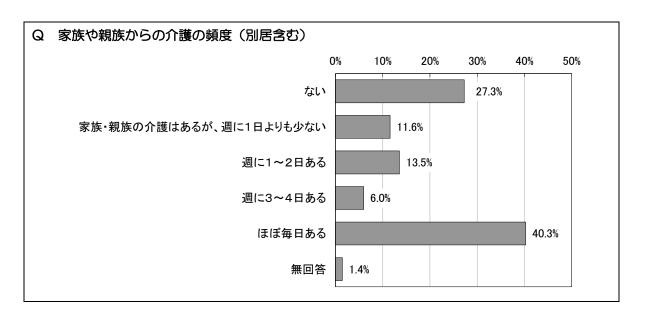
(1)世帯類型(要支援または要介護認定を受け在宅で生活している方)

○世帯類型については、「単身世帯」が33.9%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が22.6%となっています。また、「その他」が42.6%となっています。



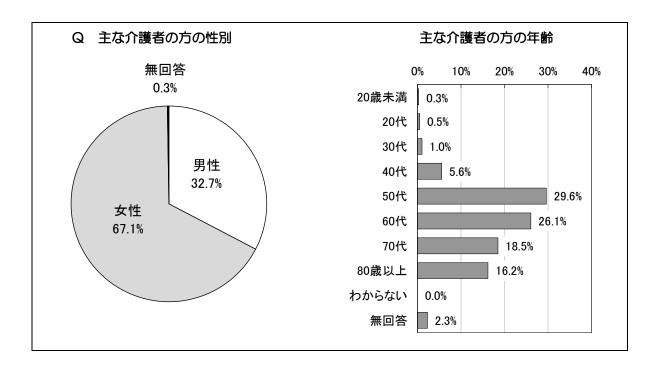
(2) 家族や親族からの介護の頻度

○家族や親族の方からの介護が「ほぼ毎日ある」と回答した人は 40.3%となっており、 4割を占めています。また、週に 1 日以上家族や親族から介護を受けている割合は、 あわせて 59.8%で6割となっています。これに対し「ない」は 27.3%です。



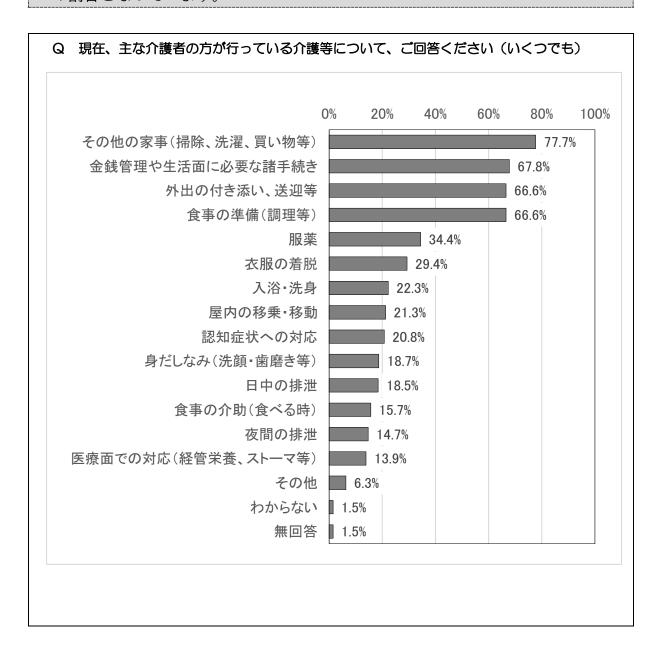
(3) 主な介護者の方の性別・年齢

- ○家族(親族)から介護を受けている方のうち、主な介護者の性別については「女性」が67.1%、「男性」が32.7%となっています。
- ○主な介護者の年齢は 50 代から増加し、「50 代」が 29.6%、「60 代」の 26.1%など、60 代以上の介護者は全体の 6 割を占めています。



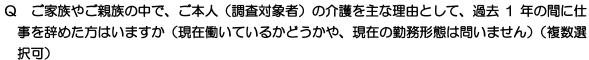
(4) 主な介護者が現在行っている介護

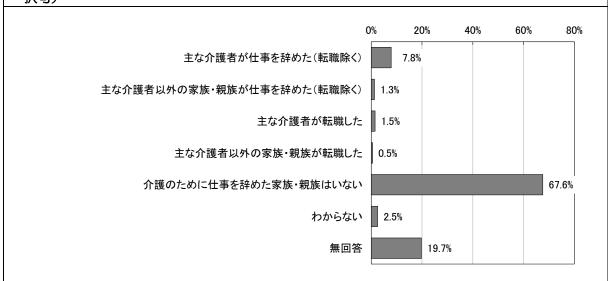
○主な介護者が行っている介護は、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」が77.7% と最も多く、次いで「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が67.8%、「外出の付き添い、送迎等」と「食事の準備(調理等)」が66.6%といずれも3人に2人の割合となっています。



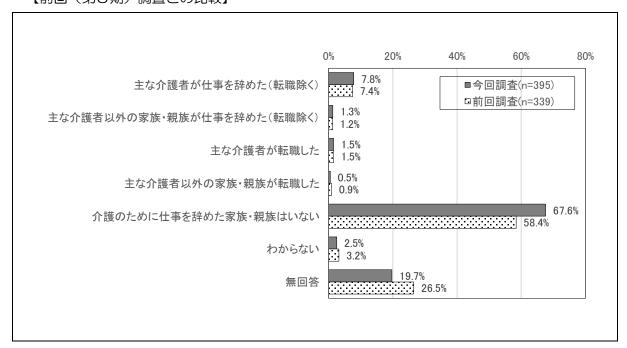
(5) 介護を主な理由として、仕事を辞めた方はいるか

- ○ご家族やご親族の中で、ご本人(調査対象者)の介護を主な理由として、過去 1 年の間に仕事を辞めた方がいるかについては、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 67.6%と最も多く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」が 7.8%、「わからない」が 2.5%となっています。
- ○また、前回調査と今回調査で、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」を比較すると、前回よりも今回の方が 9.2%高くなっています。



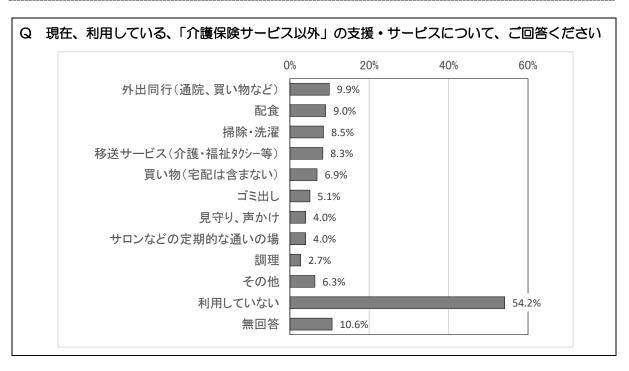


【前回(第8期)調査との比較】



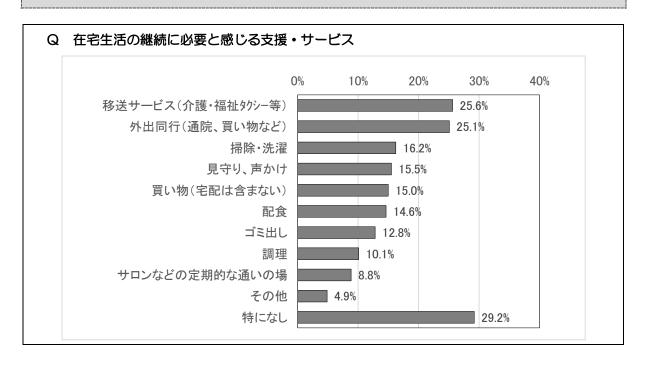
(6)「介護保険サービス以外」の支援・サービスの利用

○介護保険サービス以外の支援やサービスの利用状況は、「外出同行」が 9.9%、「配食」が 9.0%で 1 割弱、「掃除・洗濯」が 8.5%。移送サービスが 8.3%で続いています。これに対し「利用していない」は 54.2%で半数を超える水準にあります。



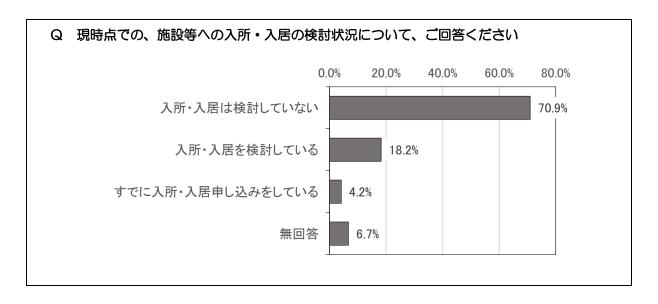
(7) 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

○在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「特になし」が 29.2% と最も多く、次いで「移送サービス」(25.6%)と「外出同行」(25.1%)が4人に1人の割合で多く、外出への支援が上位にあげられています。



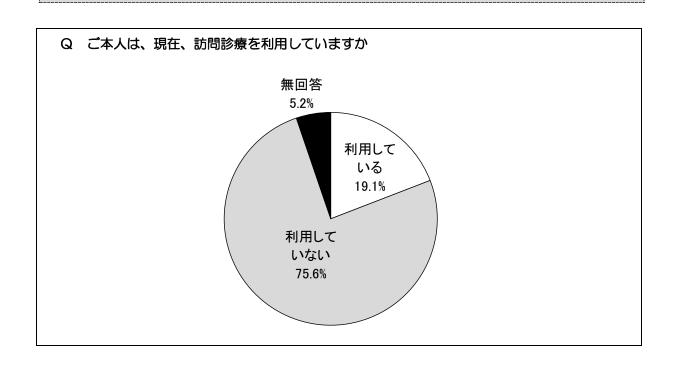
(8) 施設などへの入所・入居の検討状況

○施設等への入所・入居の検討状況をみると、「入所・入居は検討していない」が 70.9%と最も多く、「すでに入所・入居申し込みをしている」が 4.2%、「入所・ 入居を検討している」が 18.2%となっています。



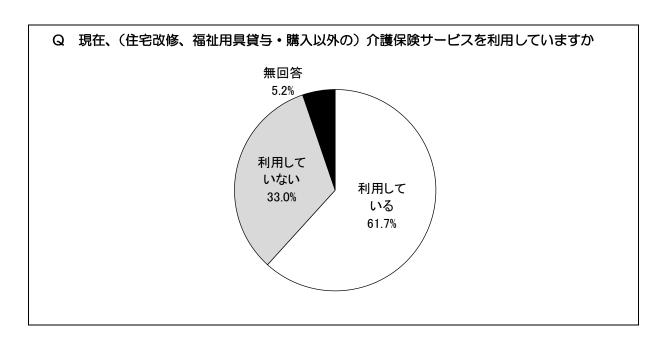
(9) 訪問診療の利用状況

○ご本人(調査対象者)は、現在、訪問診療を利用しているかについては、「利用している」が19.1%に対し、「利用していない」が75.6%となっています。



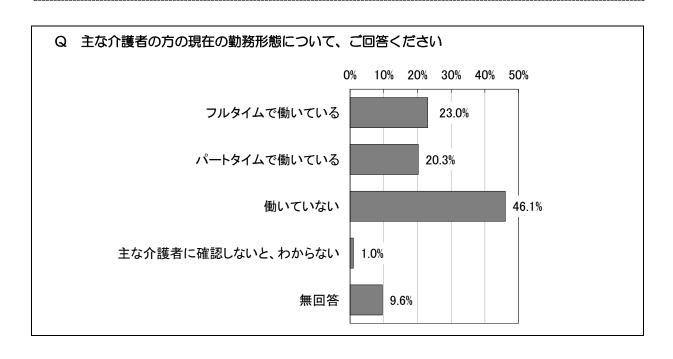
(10)介護保険サービスの利用状況

○現在、(住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の)介護保険サービスを利用しているかについては、(在宅の要支援・要介護者のうち、)「利用している」人はおよそ6割(61.7%)となっています。



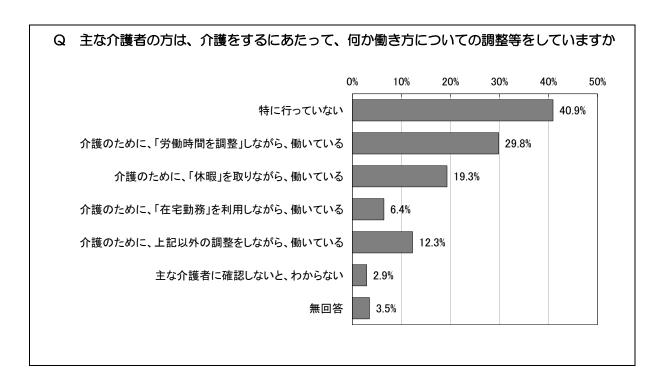
(11) 主な介護者の方の現在の勤務形態

○主な介護者の方の現在の勤務形態については、「働いていない」が 46.1%と最も多く、次いで「フルタイムで働いている」が 23.0%、「パートタイムで働いている」が 20.3%となっています。



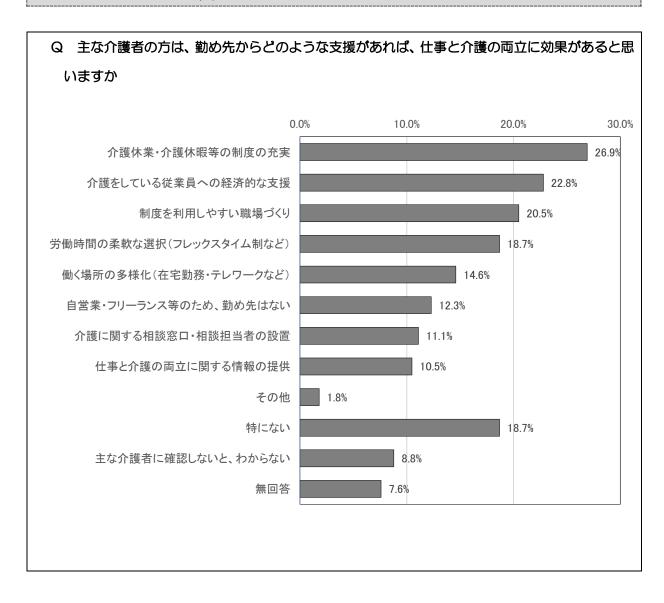
(12) 介護をするにあたって、働き方についての調整等

○フルタイム及びパートタイムで働いている主な介護者が、介護のために、どのような働き方の調整を行っているかをみると、「特に行っていない」が 40.9%と最も多く、「労働時間を調整している」が 29.8%、「休暇をとりながら」が 19.3%となっており、近年コロナにより注目されてきた「在宅勤務」は 6.4%と少数です。



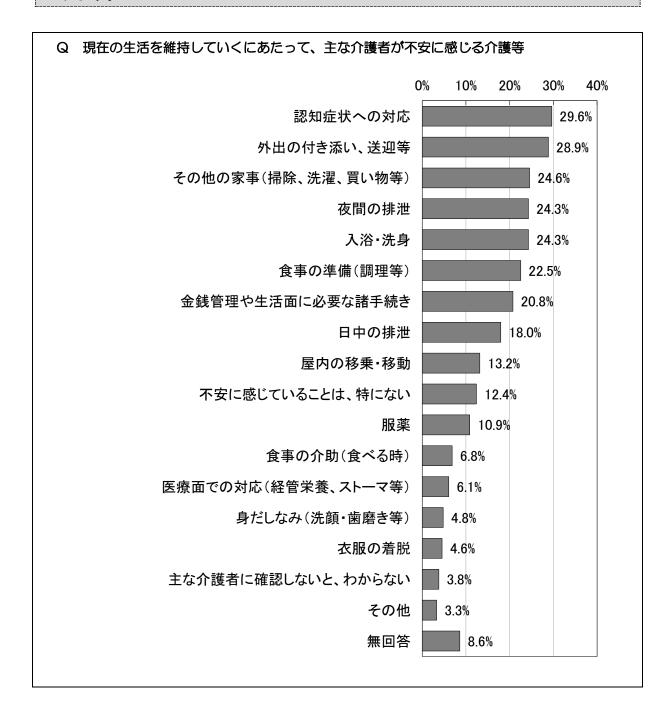
(13) 仕事と介護を両立させるための勤め先からの支援

○仕事と介護を両立させるために効果があると考えられている勤め先からの支援は「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が 26.9%と最も多く、次いで「介護をしている従業員への経済的な支援」が 22.8%、「制度を利用しやすい職場づくり」が 20.5%となっています。



(14) 現在の生活を継続するための主な介護者が不安に感じる介護等

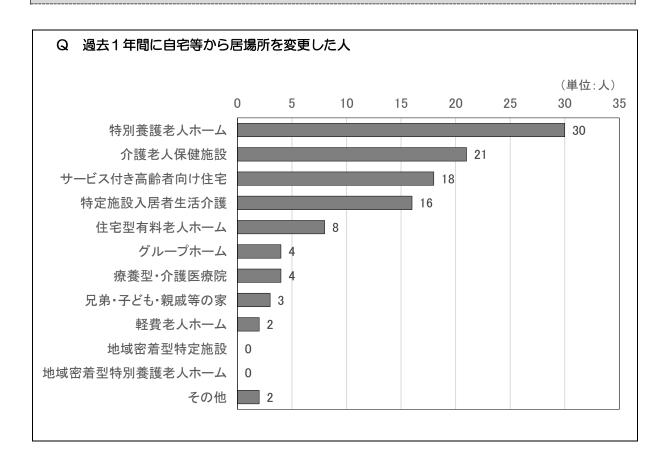
○現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」(29.6%)と「外出の付き添い、送迎等」(28.9%)が3割弱で最も多く、次いで「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」(24.6%)、「夜間の排泄」(24.3%)、「入浴・洗身」(24.3%)などが4人に1人の割合となります。



5-4 在宅生活改善調査

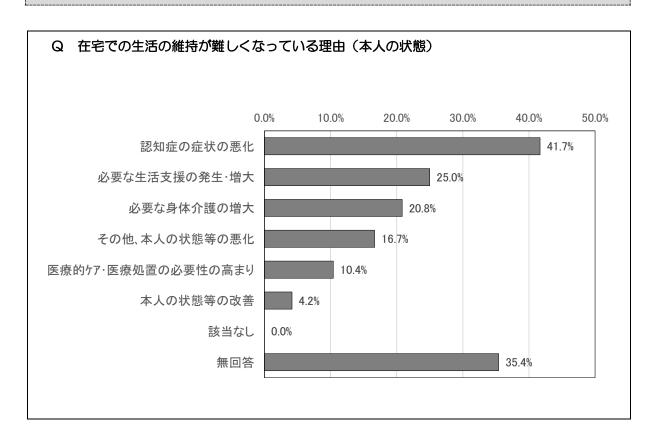
(1)過去1年間に自宅等から居場所を変更した人

○「特別養護老人ホーム」や「介護老人保健施設」の合計が約半数を占めていますが、「サービス付き高齢者向け住宅」や「特定施設入居者生活介護」なども多くなっています。



(2) 在宅での生活の維持が難しくなっている理由

○要支援・要介護の本人の状態によって、在宅での生活の維持が難しくなっている 理由についてみると、最も多いのは「認知症の症状の悪化」が 41.7%と最も大き な理由となり、次いで「必要な生活支援の発生・増大」が 25.0%、「必要な身体 介護の増大」が 20.8%となっています。



6 高齢者を取り巻く主な課題

(1) 高齢者世帯への支援

アンケート調査では、高齢者世帯の半数以上が単身世帯または夫婦世帯であり、 家族・知人以外に相談する人がいないという人が4割に達しているなかで、何かあ った時の生活不安は高いものがあります。

住み慣れた地域でいつまでも健康で安心して暮らしていくためには、介護・福祉・保健のワンストップ相談窓口であり、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターについて、引き続き周知を図っていくとともに、地域包括支援センターの支援体制の機能強化を推進していく必要があります。

(2)介護の担い手の確保と家族介護者への支援

後期高齢者の増加が見込まれる一方で、少子化の影響による、若い世代の減少や 全国的な問題である介護の担い手不足が進むなかで、国・県のほか、地域の介護事 業所等との連携による人材確保が課題となります。

また、アンケート調査では、在宅で介護を受けている方のうち、家族や親族から週1回以上の介護を受けている方が約6割おり、そのうち、主な介護者の4割以上が働きながら家族を介護していることからも、家族介護者への支援も引き続き課題となります。介護による離職を防ぐためにも、介護サービス基盤の整備や相談支援の充実を推進するとともに、企業に対しても介護休業や介護休暇など制度面の充実を促すなど制度を利用しやすい職場づくりについて情報提供・周知を図る必要があります。

(3) 地域全体で高齢者等を支える社会づくり

アンケート調査において、現在の生活を継続するために介護者が不安に感じるサービスについて尋ねたところ、「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」や「夜間の排泄」・「その他の家事」などの支援が求められています。

地域において生活する高齢者を支えるためには、介護保険などの公的サービス以外にも地域住民や組織による民間支援を組み合わせていく必要があります。地域全体で高齢者を支えるための地域共生社会の整備を目指し、地域福祉を担う社会福祉協議会、市の各課、団体、事業所との連携や市民の積極的な参加を促していくことが大きな課題です。

また、アンケート調査において、在宅で介護を受けている方のうち、訪問診療を利用している方が約2割と、在宅での医療ニーズが増加しており、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなど在宅医療と介護の連携の重要性がより一層高まることから、地域における関係機関の連携が図られる体制づくりや市民に対して在宅医療に関する知識を普及啓発していく必要があります。そのほか、情報化

が進む中で、スマートフォンなど情報機器の操作に弱い高齢者への支援も必要になります。

(4) 孤立予防と生きがいづくりの支援の充実

高齢者の孤立や閉じこもりを防ぐために、また、うつの予防や生活機能の低下を防ぎ、体力の維持を図るうえでも、地域における活動が大きな役割を果たしています。アンケート調査では、「介護予防のための通いの場」や「高齢者クラブ」への参加者としての意向は参加したい・したくないがそれぞれ4割ほどとなります。コロナ禍の影響により、外出回数が減少し、フレイル(加齢による心身の虚弱)の方が増加している状況において、心身の健康づくりを促進するためにも、身近な地域における住民主体の通いの場等について、参加希望を持つ方へ情報提供をするとともに、参加を希望しない方に対しては活動への参加を促進していく必要があります。

(5)介護サービス基盤の充実

本市の要支援・要介護認定者は増加傾向であり、令和5年9月末現在の認定者数は3,373人となります。これまでもサービスのニーズに合わせて基盤の整備に取り組んでおり、令和元年に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」事業を整備するなど介護サービスの充実に努めてきたところです。今後も、自立支援・重度化防止の取り組みの充実を基本として、要介護認定状況を踏まえ、高齢者の状態や具体的なサービス内容等のデータを活用して適切なサービスを提供していく必要があります。

特に医療と介護の連携がますます重要になっていくことから、在宅医療と介護の連携を進めるとともに、「看護小規模多機能型居宅介護」等の地域における在宅サービス基盤の更なる整備を目指し、関係事業所等との連携を進めていくことが課題となっています。

7 第8期計画の評価

第8期計画の策定にあたっては、市の最上位計画である「コンパクトシティ蕨」 将来ビジョンを踏まえ、「高齢者の健康と生きがいづくり」「高齢者福祉サービスの 充実」「介護サービスの充実」「地域支援事業の充実」の4点を基本目標に掲げ、計画 を推進してきました。

(1)「高齢者の健康と生きがいづくり」について

けやき荘、松原会館、交流プラザさくらといった施設や高齢者クラブの活動を通じて孤立しがちな高齢者の交流を図ったほか、シルバー人材センターによる社会参加・就労機会の提供を進めてきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による交流機会の低下や、年金支給開始年齢の引き上げ、企業の定年延長といった雇用環境の変化により、シルバー人材センターの会員数も減少傾向にあります。

蕨市社会福祉協議会でモデル的に運営していた有償ボランティア事業を介護予防・生活支援サービスの訪問型サービスBへ移行し、生活支援コーディネーターを中心に住民主体の活動や、NPO・企業など、多様な主体による生活支援サービスの整備に努めています。

(2)「高齢者福祉サービスの充実」について

福祉連絡システムから緊急通報サービス事業への事業見直しを実施し、対象者の拡大を図ったほか、日常生活用具の給付事業など安全・安心な生活に資するサービスの提供に努めました。一方で後期高齢者が増加していく中で、制度の維持やニーズの変化に向けた見直し等の検討も必要です。

(3)「介護サービスの充実」について

住み慣れた地域で暮らして続けていくためにも「定期巡回・随時対応型訪問介護 看護」などの地域密着型サービスについて、事業所マップの活用などによる利用者 に対する周知や事業所に対して運営指導を実施しています。

介護保険給付費全体としては第8期計画の 91.7%、地域支援事業費は計画値の 95.8%になると推計され、その合計額は計画値を下回りますが、これは介護保険サービスの適正な提供に努めたことに加え、新型コロナウイルスの感染拡大により一部 のサービスの提供や地域支援事業が制限された影響があったと考えられます。

(4)「地域支援事業の充実」について

医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい 暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活 支援が一体的に提供されるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。 第8期計画の3つの重点的な項目として、介護予防教室やいきいき百歳体操など、住民を主体とした介護予防の取り組みとしての「介護予防・日常生活支援総合事業」や生活支援コーディネーターを中心に高齢者の居場所づくりや地域支え合い活動の充実を図ることで、多様な主体による生活支援サービスの提供を目指す「生活支援体制整備事業」、認知症地域支援推進員による地域の支援体制の整備や認知症普及啓発事業などによって、認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるようにするための「認知症総合支援事業」について取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症により、交流の減少などがあり、改めて高齢者の居場所づくりやいきいき百歳体操の活動再開支援を実施しています。

また、地域の医療・介護関係者間では、医療と介護のサービスを切れ目なく提供するための課題を検討することから始まり、合同の研修会や市民向けの在宅医療講演会を開催し、令和5年4月からは多職種連携の一環として、要支援・要介護者及び退院支援を必要とする方が入院するにあたって、入院の早い段階から退院後の円滑な在宅復帰に向けた支援を行えるよう、病院等と在宅支援関係者が連携し、情報を共有するためのツールとして入退院支援ルールの運用を開始し、高齢者の生活機能向上や維持・悪化防止に資するサービスや仕組みづくりを図っています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

団塊の世代が75歳以上となり本格的な高齢化社会を迎えているなかで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる「地域包括ケアシステム」の構築と人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指していくことが必要です。

本市では、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みましたが、新型コロナウイルス感染症により、介護予防や孤立防止の取り組みについて、外出自粛などによる影響がありました。

第9期計画では、事業の継続性の観点から基本的には第8期計画の体系を踏襲するとともに、コロナ禍によって停滞した高齢者の地域の交流・活動への参加の促進、 人口推計から見込まれる将来にわたる高齢者数の増加と介護の担い手不足を織り込み、必要な項目を追加、網羅した計画とします。

〈基本理念〉

みんなにあたたかく健康で安心して暮らせるまち わらび ~やさしさと思いやりがあり、地域で支えあうまちづくりをめざして~

本計画では、市の最上位計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンⅡの高齢者支援の目指す姿である「健康づくりや介護予防、地域活動などへの参加の促進、就労の機会づくりなどを進めるとともに、介護保険事業や地域支援事業の取組により、高齢になっても健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域でできる限り自分らしく生活できるまち」を目指して、「生きがいを持ち安心して生活できる環境づくり」「介護サービスの充実」「地域支援の充実」の3つの施策を柱に、取り組みます。

日本一コンパクトな市域と活発なコミュニティ活動などの地域資源を有する蕨市で、「みんなにあたたかく健康で安心して暮らせるまち わらび ~やさしさと思いやりがあり、地域で支えあうまちづくりをめざして~」を目指し、その核となる「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、やさしさと思いやりがあり、地域で支え合うまちづくりを進めていきます。

2 基本目標と施策の方向性

高齢者福祉計画

基本目標1 生きがいを持ち安心して生活できる環境づくり

(1) 高齢期の生きがいづくり

- ①老人福祉センターなどにおける各種講座の内容充実に努めます。
- ②高齢者クラブの活動の活性化を図るとともに、高齢者の地域コミュニティ活動や市民活動への参加を促します。
- ③敬老祝賀事業の実施や敬老祝い金の贈呈により、市全体で、長寿を祝い敬老の意を表します。
- ④蕨市シルバー人材センターの事業の充実と効率的な運営体制の構築に努めます。
- ⑤高齢者の雇用促進に向けた啓発に努めます。

(2)日常生活の支援

- ①紙おむつ支給事業や、民間賃貸住宅家賃助成事業など、各種給付制度や助成制度を周知することで、その活用を促進します。
- ②高齢者の日常生活の円滑なコミュニケーションを支援するため、補聴器購入費の補助を 実施します。
- ③地域住民や関係団体、事業者との連携により、ひとり暮らしの高齢者などを対象とした緊急時の通報や健康相談、地域における見守り体制の充実などを図ります。

(3)健康(健幸)づくりの推進

高齢者も含め、市民の健康に対する意識の向上を図るとともに、生活習慣の改善や健康 づくりを巡る環境の向上、ライフステージに応じた健康づくりなどを推進することにより健 康寿命の延伸を図り、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまち(健幸なまち:スマートウ エルネスシティ)、健康密度も日本一のまちを目指します。

(4) 地域で暮らすための支援

地域で支え合うコミュニティを形成するためのネットワーク活動を推進するほか、災害時 の防災活動の支援や公共施設等のバリアフリー化に努めます。

介護保険事業計画

基本目標2 介護サービスの充実

(1) 介護保険制度の適正な運営

- ①介護保険制度に関する情報提供と相談体制の充実を図り、サービスの円滑で適正な利用を促します。
- ②「介護保険事業計画」に基づくサービスの質と量の確保に努めます。
- ③居宅介護支援事業所や地域密着型サービス事業所などへの運営支援や指導を進めます。

(2)介護サービス基盤の整備

- ①地域密着型サービスなどの介護サービス基盤の整備に努めます。
- ②適切なサービスの利用に繋げることにより、ケアラーの支援を進めます。

基本目標3 地域支援の充実

(1)介護予防の充実

- ①高齢になっても、元気に生きがいを持って生活できるよう、介護予防・生活支援サービス 事業の充実に取り組むほか、介護予防の啓発、いきいき百歳体操をはじめとする住民主 体による介護予防の取組の促進などに努めます。
- ②医療情報、介護情報、健診結果等の分析に基づき、地域の健康課題を抽出・把握し、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施を推進します。

(2)認知症高齢者などへの支援

- ①広報蕨や市ホームページ、イベントなどを通じて、認知症に対する理解を促します。
- ②認知症初期集中支援チームによる支援や認知症地域支援推進員による地域の体制整備 の推進、認知症サポーターの養成、認知症ケアパスの普及・活用、認知症の人やその家 族の相談支援など、認知症ケア体制の充実を図ります。

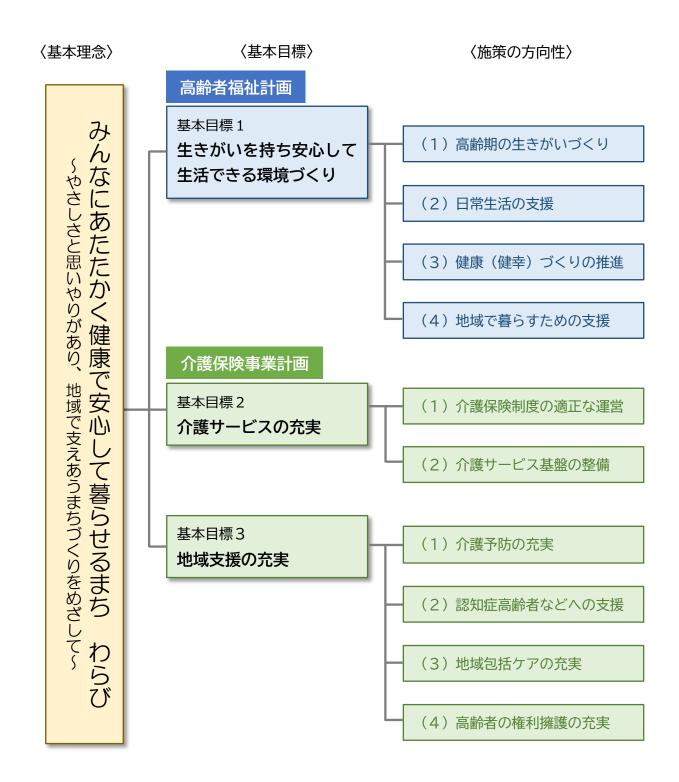
(3)地域包括ケアの充実

- ①高齢者支援の拠点である地域包括支援センターの機能を強化し、地域課題の抽出、地域資源の発掘を行うとともに、多職種間の連携等に努め、包括的なケア体制の構築を進めます。
- ②自立支援型地域ケア会議により、多職種間の連携によるアドバイスを行い、高齢者の自立に向けたケアマネジメントを支援します。
- ③在宅医療と介護の連携の推進を図るほか、生活支援コーディネーターを中心に、高齢者 の居場所づくりや地域の支え合い活動の充実に取り組みます。

(4) 高齢者の権利擁護の充実

- ①地域包括支援センターや蕨市高齢者虐待防止ネットワーク会議を活用し、虐待の防止と 対応を図ります。
- ②成年後見制度の周知を図り、その利用を促進し、高齢者の権利擁護を図ります。

3 施策の体系



4 計画の重点取り組み

基本理念及び基本目標の達成を目指すとともに、「地域包括ケアシステム」を深化・ 推進するため、第9期計画の推進に当たっては、次の4項目を重点的な取り組み項 目とします。

- 1. 介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業)
- 2. 認知症総合支援事業
- 3. 生活支援体制整備事業
- 4. 在宅医療・介護連携推進事業

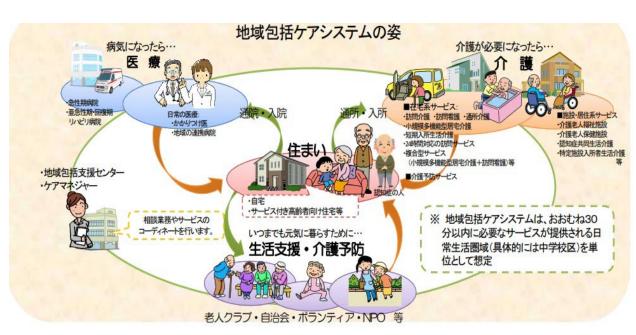


図 地域包括ケアシステムの姿(厚生労働省)

(1)介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業)

一般介護予防事業では、フレイル (加齢による心身の虚弱) を予防するため、高齢者の運動・栄養・口腔・社会参加の複合的内容について専門職が働きかける介護予防教室や出前講座等による普及啓発事業のほか、住民主体による介護予防の取組みとして介護予防の通いの場である「いきいき百歳体操」では、新型コロナウイルスの流行により低下した参加率の向上を目指すとともに、立ち上げや運営を支援し、高齢者の社会参加や社会的役割、生きがいに繋がり、住民が主体となって介護予防に取り組むまちを目指します。

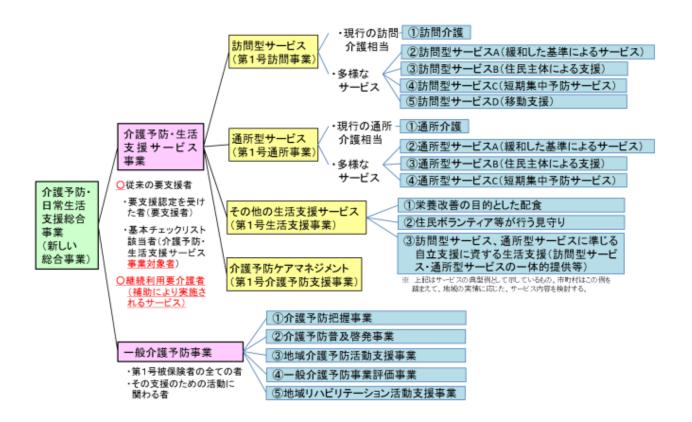


図 介護予防・日常生活支援総合事業の構成(厚生労働省)

(2)認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会を目指すため、地域包括支援センターに配置する「認知症地域支援推進員」を中心とした認知症への「普及啓発・本人発信支援」や認知症ケア体制の向上を図り、「予防」として高齢者等が身近で通える「通いの場」の拡充、認知症の早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化等による医療・ケア・介護サービス・介護者への支援等、認知症の人やその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策を引き続き推進していきます。

第9期計画期間においては、認知症施策推進大綱の中間評価および「認知症基本法」(令和5年6月14日成立)に基づき、国が策定予定の認知症施策推進基本計画の内容を踏まえた施策を推進していきます。



図 認知症の人と家族への一体的支援事業(厚生労働省)

(3) 生活支援体制整備事業

単身高齢者世帯等が増加することで、介護保険を含む公的なサービスだけでなく、 地域住民や、NPO、ボランティア、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要とされています。その担い手の1つとして、訪問型サービスBとして位置付けした蕨市社会福祉協議会の有償ボランティア事業が活用され、今後も生活支援を必要とする方の増加が見込まれることから、その需要に対応するため、有償ボランティア事業を含む新たな地域資源の担い手を発掘・養成する等により、支え合い活動の充実に取り組みます。

また、生活支援体制整備事業の中心的な担い手として配置する「生活支援コーディネーター」と、地域における生活支援サービスの担い手によって組織される「蕨市地域支え合い推進協議会」や高齢者の相談窓口である「地域包括支援センター」等が連携し、新たな資源の創出を図っていくとともに、住民運営による「いきいき百歳体操」などの既存の地域資源を適切に活用していきながら、地域の高齢者の社会参加を促し、社会的役割を持つことで生きがいや介護予防につながる生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備し、推進していきます。

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業 協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、<u>社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防</u>こつながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。

護保険法の地域支援事業に位置づける。 地域住民の参加 生活支援・介護予防サービス 高齢者の社会参加 ○現役時代の能力を活かした活動 〇二ーズに合った多様なサービス種別 〇興味関心がある活動 〇住民主体、NPO、民間企業等多様な ○新たにチャレンジする活動 生活支援の担い手 主体によるサービス提供 としての社会参加 ·一般就労、起業 ・地域サロンの開催 ·趣味活動 ・見守り、安否確認 健康づくり活動、地域活動 ·外出支援 ・介護、福祉以外の ・買い物、調理、掃除などの家事支援 ボランティア活動等 ·介護者支援 等 市町村を核とした支援体制の充実・強化 バックアップ 都道府県等による後方支援体制の充実

図 生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加(厚生労働省)

(4) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続ける ことができるよう、在宅医療と介護の関係機関が連携し、包括的・継続的なサービ スの提供体制の構築が必要になります。

そのため、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療関係者と居宅介護支援事業所 や地域包括支援センターなど、介護関係者との顔の見える関係づくりや近隣自治体 との協働、入退院支援ルールなどを活用し、引き続き、幅広い連携を行っていきま す。

また、令和5年5月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」において、介護情報等の収集・提供等に係る事業を地域支援事業に位置付け、医療情報及び介護情報を共有できる情報基盤の全国一元的な整備を進めることとされています。地域包括ケアシステムを深化・推進するため、医療・介護分野でのDX(デジタルトランスフォーメーション)を進め、デジタル基盤を活用して医療機関・介護事業所等の間で必要なときに必要な情報を共有・活用できるように支援をしていきます。

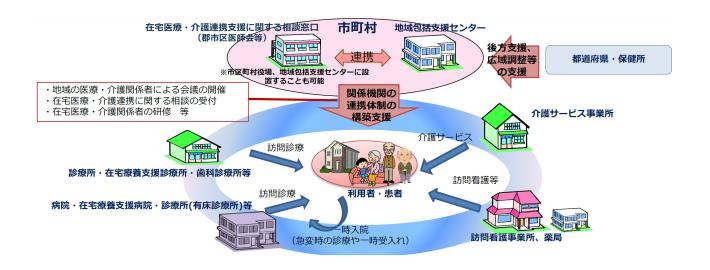


図 在宅医療・介護連携の推進(厚生労働省)

第4章 高齢者福祉計画

基本目標1 生きがいを持ち安心して生活できる環境づくり

1 高齢期の生きがいづくり

1-1 生涯学習・スポーツの推進

高齢者一人ひとりが、生きがいを持って健康で豊かな高齢期を過ごすことは、生活の質 QOL(Quality of life)を高める観点からも極めて重要です。地域で積極的に生涯学習やスポーツなどを通して、社会に参加する機会の充実を支援していく必要があります。

(1) 学習活動・創作活動等の促進

概要・現状

高齢者の学習活動、創作活動への参加を促すため、参加者や時代のニーズにあった 公民館講座などの開講を協議します。

今後の方向性

今後も、参加者や時代のニーズにあった講座の開講を検討するなど、より一層の充 実を図るとともに、参加者数の拡大に努めます。また、様々な活動に高齢者が参加でき るように、広報紙や市のホームページなどを通して、周知も図っていきます。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の振興

概要・現状

スポーツ・レクリエーションは、健康の保持増進だけではなく、活動を通じて社会との 結びつきが保たれるとともに、仲間との交流は、生きがいづくり、認知症予防にも繋がり ます。

適度な運動習慣を身につけるよう啓発するとともに、気軽に参加できるスポーツの普及と高齢者を対象としたスポーツ教室の充実を図ることにより、スポーツを通じた仲間づくりや世代間交流の機会を提供します。

今後の方向性

高齢者の健康づくりとして、その身体状況に応じたスポーツを気軽に参加できるように普及を図るとともに、高齢者を対象としたスポーツ教室を充実させていきます。あわせて、スポーツを通じた仲間づくりと世代間交流の機会を提供します。

1-2 余暇活動の充実

高齢者が健康で生きがいを持って暮らすためには、高齢者が培ってきた豊かな経験・ 知識及び技術等を地域社会で発揮しながら、いきいきとした生活を送ることができるよう に、社会参加の支援及び基盤整備を行う必要があります。

地域や社会への高い参加意識を持つ高齢者が、気軽に地域活動に参加できるように、 体力や健康状況に見合った環境づくりや活動内容の工夫と周知、積極的な仲間づくりへ の支援が課題となります。

(1) 高齢者の自主活動の促進

概要・現状

高齢者一人ひとりが豊かな経験と知識・技能を活かして、充実した生活を送れるように、3つの施設(交流プラザさくら みつわ苑、老人福祉センター けやき荘・松原会館)でのレクリエーションや世代間交流の推進、高齢者クラブの支援、公民館などでの講座を通して、高齢者の社会参加を促進します。

取り組み	内 容
 ①交流プラザさくら	60歳以上の高齢者を対象に、心身の健康増進を図るた
(みつわ苑)	めのレクリエーションなどを提供しています。児童館なども
(<i>の</i> 、フ4フ9日)	ある複合施設のため、世代間交流の推進も図っています。
②老人福祉センター	60歳以上の高齢者に対して、憩いと安らぎの場を提供
(けやき荘・松原会館)	し、健康増進や教養の向上及びレクリエーションを総合的
(リヤさ壮・仏) 云明	に提供しています。
	地域の清掃美化運動をはじめとする社会奉仕活動、教
③高齢者クラブ支援事業	養活動、健康増進活動に取り組んでいる高齢者クラブの
	活動を支援しています。
	家に閉じこもりがちな高齢者に対して、要支援・要介護
④高齢者向け健康事業	状態になるのを予防するとともに、仲間づくりや自立した生
(公民館)	活を促進するため、各公民館で高齢者学級や健康・趣味
	に関する講座を開講しています。

今後の方向性

地域や社会への高い参加意識を持っている高齢者一人ひとりが、豊かな経験と知識・技能を活かして、充実した生活が送れるように、活動場所や交流機会を提供し、高齢者の社会参加を促進します。高齢者の様々な社会活動が地域の活性化に繋がっていくよう、高齢者の社会参加を支援する体制を整備します。

①交流プラザさくら(みつわ苑)

			利用状況		計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加延人数	(人)	3,903	3,522	3,000	3,150	3,300	3,450

[※]令和5年度は見込値

②老人福祉センター けやき荘

			利用状況		計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加延人数	(人)	9,022	11,210	10,983	11,283	11,583	11,883

[※]令和5年度は見込値

③老人福祉センター 松原会館

		利用状況			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
参加延人数	(人)	805	4,732	6,000	6,000	6,200	6,400

[※]令和5年度は見込値

④高齢者クラブ支援事業

		利用状況 計画値					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	 令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
加入者数	(人)	1,177	1,112	1,007	951	897	847
クラブ数	(団体)	25	24	22	22	22	22

[※]令和5年度は見込値

(2)世代間交流・伝統文化伝承の活動促進

概要・現状

核家族化などの進展に伴い、地域とのつながりが希薄になっており、お互いを支え合い、協力する機会が減っています。地域の活性化には、様々な世代の人々がふれあい、 お互いの考え方や能力などを理解し合う関係を築くことが必要です。

高齢者の生きがい対策として、高齢者がこれまでに習得した知識や技術などを活かして子どもたちと交流できるように、世代間交流を推進していく必要があります。

本市では、高齢者福祉の増進と子どもたちの健やかな成長を育むことを目的に、高齢者と子どもたちによる世代を超えた交流を推進しています。「交流プラザさくら」では、交流事業を開催しており、囲碁・将棋、音楽や体操などといった内容を通して、高齢者と子どもたちが交流を深めています。

今後の方向性

地域に昔から伝えられてきた行事や文化の伝承を行うことで、世代間の交流を図るとともに、高齢者がこれまでに培ってきた豊かな経験と知識・技能を伝える場として、講座や教室などを開催し、地域の交流を深めます。

1-3 高齢者の就労支援

国の調査において、60歳以上の高齢者が、収入をともなう就業希望年齢として約2割が「働けるうちはいつまでも」、約4割が「65歳を超えても働くこと」を希望していることから、企業での働き方や地域での働き方を含め、就労希望のある高齢者を支援します。

概要・現状

高齢期の就労は、豊かな老後を送るため、また生きがい対策の一環として、孤独感・疎 外感を遠ざけるための重要な役割を果たします。

高齢者自らが、経済を担う労働者として長年培ってきた知識・経験・技能などを有効に 活用できるよう、高齢者の就労・雇用環境を整備していく必要があります。

取り組み	内 容
シルバー人材センター補助事業	高齢者の経験や能力を活かした社会参加と生きがいづくり に貢献し、就労機会を提供するなどの重要な役割を担っている シルバー人材センターの活動を支援します。

今後の方向性

労働意欲のある高齢者の希望を叶え、多様な働き方を支援するため、ハローワーク (公共職業安定所)や埼玉県と連携し、就職相談や就職支援セミナー、求人情報の提供 等を行い、高齢者の就業機会の提供を促進していきます。

シルバー人材センターでは、高齢者の様々な働き方に応じた就労機会を提供しています。また、生きがいづくりとして就労を希望する高齢者も多いことから、今後も引き続き、 事業の充実及び効率的な運営体制を確立していきます。

■シルバー人材センター補助事業

		登録状況			計画値		
		令和 3 年度	令和4年度	令和5年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
会員数	(人)	339	327	331	325	320	314

※令和5年度は見込値

2 日常生活の支援

2-1 高齢者福祉サービスの支援

(1) 高齢者の生活支援事業

①寝具乾燥等サービス

概要・現状

寝具等を乾燥することが困難な市民税非課税世帯の高齢者を対象に、健康の保持を 図るため寝具類乾燥車を派遣して、寝具類の乾燥を行います。また、年に1回、寝具丸洗 いサービスも実施しています。

今後の方向性

寝具類を清潔に保つことは、快適な睡眠を助け、健康維持及び生活の質の向上にもつながっていくことから、サービスの利用が適当な高齢者の把握と事業の周知を図り、利用促進に努めます。

■寝具乾燥等サービス

		実施状況			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用回数	(回)	385	423	430	458	479	502
利用人数	(人)	46	54	50	52	54	56

[※]令和5年度は見込値

②福祉入浴券支給事業

概要・現状

自宅に入浴設備がなく、公衆浴場を利用する65歳以上の方及び市民税非課税世帯の 70歳以上の方を対象に、健康と衛生を保持するため、入浴券を支給しています。市外の 協力公衆浴場も含めて、福祉入浴券を利用できる公衆浴場は3ヶ所となります。

今後の方向性

この事業は、衛生保持だけではなく閉じこもりの防止になることから、介護予防の側面 も持っており、対象者への事業の周知を図るとともに、利用促進に努めます。

■福祉入浴券支給事業

		実施状況			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付者数	(人)	1,202	1,141	1,166	1,163	1,152	1,141

[※]令和5年度は見込値

③日常生活用具給付事業

概要・現状

ひとり暮らしの高齢者などを対象に、日常生活の便宜を図るため日常生活用具(電磁調理器・火災警報器・自動消火器)の給付を行っています。

今後の方向性

ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者が自宅で安心して生活をするためには、火災 予防が重要になります。消防法の改正により、住宅用火災警報器等の設置が義務付け られましたが、収入が少ない高齢者にとって、設置費用が負担となる場合があります。 民生委員等、地域の協力を得ながら、サービスを必要としている利用対象者の把握と 事業の周知に努めます。

■日常生活用具給付事業

			実施状況		計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
電磁調理器	(台)	2	2	4	2	2	2
火災警報器	(台)	1	3	2	2	2	2
自動消火器	(台)	0	0	1	1	1	1

[※]令和5年度は見込値

④歩行補助具給付事業

概要・現状

歩行に杖が必要な高齢者に対して、歩行補助具(杖)を給付し、日常生活の便宜を図ることで、福祉の増進に資することを目的としています。

今後の方向性

外出支援・転倒防止の観点から、引き続きサービスを継続し、事業の啓発・広報により、利用を促進します。

■歩行補助具給付事業

/				実施状況		計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	給付者数	(人)	216	250	312	328	346	366

[※]令和5年度は見込値

⑤高齢者補聴器購入費助成事業

概要・現状

令和6年度より、身体障害者手帳の補装具費(補聴器の助成)の対象とならない中等 度難聴の高齢者に対し、補聴器の購入費の一部補助を実施します。

今後の方向性

中等度難聴の高齢者が適切な補聴器を利用することにより、社会活動の参加を促進 し、認知症の予防にも一定程度の効果が見込まれることから、補聴器の購入費の一部 を補助します。

■高齢者補聴器購入費助成事業

			実施状況		計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	(人)	_	—	_	30	30	30

⑥福祉理美容券支給事業

概要・現状

市内の理容室または美容室を利用する70歳以上の市民税非課税世帯の高齢者を対象に、健康と衛生を保持するための福祉理美容券の支給を行います。散髪することで、気分転換や身だしなみへの意識が強まるばかりではなく、地域との交流も図れる事業となっています。

今後の方向性

今後も対象者に向けて事業の周知を行い、利用促進を図ります。

■福祉理美容券支給事業

			実施状況		計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付者数	(人)	1,836	1,805	1,814	1,819	1.814	1.809

[※]令和5年度は見込値

⑦訪問理美容券支給事業

概要・現状

要介護4または要介護5の認定を受けた高齢者を対象に、訪問理美容券の支給を行います。交付者数・交付枚数・利用枚数ともに概ね横ばいで推移しています。

今後の方向性

今後も対象者に向けて事業の周知を行い、利用促進を図ります。

■訪問理美容券支給事業

			実施状況		計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付者数	(人)	59	62	61	62	64	67

[※]令和5年度は見込値

⑧紙おむつ支給事業

概要・現状

身体機能の障害等により、常時おむつを必要とする要介護3以下の高齢者を対象 に、その家庭の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつの支給を行います。

令和3年度より、要介護4、要介護5の方の一部も対象(介護保険特別会計から一般 会計へ移行)になっています。

今後の方向性

サービスの利用が適当な高齢者の把握と事業の周知を図り、利用促進に努めます。 紙おむつとパッドを同時に利用するといった希望もあることから、支給方法の一部見直 しについて検討します。

■紙おむつ支給事業

		実施状況			計画值	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延支給人数(人)	7,629	8,064	8,424	8,760	9,380	9,900

[※]令和5年度は見込値

⑨民間賃貸住宅家賃助成事業

概要・現状

民間賃貸住宅に住んでいる70歳以上の市民税非課税世帯の高齢者を対象に、家 賃の助成を行うことでその家庭の経済的負担の軽減を図り、生活の安定に寄与するこ とを目的としています。

今後の方向性

今後も、対象者への事業の周知を行い、利用促進を図ります。

■民間賃貸住宅家賃助成

			実施状況			計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	(人)	103	96	96	96	96	96

[※]令和5年度は見込値

⑩民間賃貸住宅入居保証料助成事業

概要・現状

市内で転居をする70歳以上の市民税非課税世帯の高齢者を対象に、民間賃貸住 宅を借りるために保証会社の家賃等債務保証制度を利用した場合、初回保証料の2分 の1を助成する事業です。

今後の方向性

助成対象が民間賃貸住宅家賃助成事業の利用者と重なる部分もあることから、近 年、利用実績はありません。今後も、対象者に向けて事業の周知を行い、利用促進を図 ります。

■民間賃貸住宅入居保証料助成事業

			実施状況			計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延支給人数	(人)	0	0	0	1	1	1

[※]令和5年度は見込値

①老人居室整備資金融資事業

概要・現状

高齢者と同居しているまたは同居しようとする方に対し、高齢者の専用居室を備えた 住宅を建築(新築、増築または改築等)しようとする場合に、必要な資金を融資するとと もに、利子の全額補助を行います。

今後の方向性

低金利時代にあり、利用メリットが小さい点が要因となっているのか、近年において 貸付実績はありません。今後も、制度の周知に努めるとともに、いつでも貸付希望者に 対応できる体制を維持します。

■老人居室整備資金融資事業

			実施状況			計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用回数	(回)	0	0	0	1	1	1
利用人数	(人)	0	0	0	1	1	1

[※]令和5年度は見込値

⑩敬老祝金支給事業

概要・現状

高齢者を対象に、敬老の意を表すとともに、長寿を祝うことを目的として、祝金の贈 呈を行います。

高齢化の進行に伴い支給対象者が増えていくことから、制度の安定的な運営を図る 必要があります。

今後の方向性

事業の継続にあたり、支給対象者及び贈呈金額の見込みを把握するとともに、県内 他市の実施状況も確認していきます。

■敬老祝金支給事業

		実施状況			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給者数	(人)	3,156	3,336	3,226	3,612	3,756	3,699

[※]令和5年度は見込値

③在宅要介護高齢者手当

概要・現状

在宅での日常生活に著しく支障のある低所得の高齢者に対して、福祉の増進を図ることを目的に、在宅要介護高齢者手当の支給を行っています。

対象者への個別通知や広報紙を活用した周知活動に取り組んでいくことで、必要な方への支給に繋げていきます。

今後の方向性

今後も、対象者に対して事業の周知を行い、利用促進を図ります。

■在宅要介護高齢者手当

			実施状況		計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延支給人数	(人)	889	868	866	866	881	896

[※]令和5年度は見込値

⑭養護老人ホーム

概要・現状

65歳以上で身の回りのことが自分ででき、自立しているが、身体的、精神的又は環境上の理由及び経済的な理由により、居宅で生活ができないと判断された高齢者を受け入れる施設です。市内に施設はなく、近隣市の施設を利用しています。

令和3年度より、市町村の措置だけでなく、契約入所も可能となっています。

今後の方向性

今後も入所措置が必要な対象者の把握および適正な活用を図ります。

■養護老人ホーム

		実施状況			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	(名)	1	1	2	2	2	2

[※]令和5年度は見込値

⑤ケアハウス松原

概要・現状

身体機能の低下等のため独立して生活する事が困難な方で、家族等の支援を受けることが困難な高齢者が入所し、食事・入浴サービスのほか、健康相談等の助言、日常生活の援護等を受けながら生活する施設です。蕨市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、運営しています。

令和3年度に市外利用枠の創設や民間施設紹介会社との提携を実施したことなどにより、利用者が増加しています。

今後の方向性

今後も広報紙等により事業の周知を図るとともに、適正な利用を促進します。

■ケアハウス松原

			実施状況			計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入居者数	(名)	23	26	28	28	28	28

※令和5年度は見込値

(2) 緊急通報体制整備等事業

①緊急通報サービス事業

概要・現状

ひとり暮らしの高齢者などを対象に、緊急時に適切な対応を図るとともに、日常生活 上の不安・孤独感を軽減し、自立した在宅生活を支援するため、受信センターに通報 できる緊急通報機器を設置しています。

受信センターでは、在宅高齢者からの緊急通報による緊急車両の手配、健康相談や出動員の派遣などに24時間対応しています。令和5年度に事業の見直しを実施し、 委託先の変更とともに固定電話回線がない方も利用できるよう、制度を変更しました。

今後の方向性

ひとり暮らし高齢者などが地域で安心して生活できるよう、今後もサービスの利用を必要とする高齢者の把握と事業の周知を図り、利用促進に努めます。

■緊急通報サービス事業

			実施状況		計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
設置台数	(台)	427	439	353	370	385	400	

※令和3・4年度は事業見直し前の「福祉連絡システム事業」の設置台数 ※令和5年度は見込値

②救急情報シート

概要・現状

ひとり暮らしの高齢者などを対象に、あらかじめ必要事項を記入した救急情報シートを冷蔵庫等に保管し、目印となるマグネットを貼っておくことで、消防による緊急搬送時に持病や家族等の連絡先の把握を容易にするなど、迅速で適切な対応につなげるものです。

今後の方向性

高齢者が安心して生活できるように、今後も配布を実施します。

(3)介護保険利用助成等事業

①高齢者介護予防住宅改修助成事業

概要・現状

介護保険の要介護認定などを受けていない市民税非課税世帯の高齢者を対象として、住宅改修を行うときの費用を一部助成することで、居宅での生活を継続できるように支援し、要介護状態とならないよう予防を図ります。

今後の方向性

在宅生活をする上で、危険防止や利便性の向上につながる住宅改修を必要とする 高齢者が利用できるように、今後も対象者に事業の周知を行うとともに利用促進を図 ります。

■高齢者介護予防住宅改修助成事業

			実施状況		計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
助成件数	(件)	4	4	5	4	4	4	

[※]令和5年度は見込値

②介護保険サービス利用者負担軽減助成金交付事業

概要・現状

介護保険サービス等の利用者負担額を支払うことが困難な低所得者に対して、その 額の一部を助成します。

助成の対象となるのは、居宅サービス(特定福祉用具購入を除く)と地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く)及び介護予防・日常生活支援総合事業に移行した一部のサービスとなります。

今後の方向性

今後も、対象者に向けて事業の周知を行うとともに、利用促進を図ります。

■介護保険サービス利用者負担軽減助成金交付事業

			実施状況			計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延支給人数	(人)	4,015	4,185	4,282	4,462	4,649	4,845

[※]令和5年度は見込値

③社会福祉法人等利用者負担軽減助成金

概要・現状

低所得者で特に生計が困難である方に対し、確認証を発行することで、利用者負担の軽減の対象となります。市は、減免を行う社会福祉法人に対し、その減免額の一部を助成しています。

今後の方向性

市単独事業である介護保険サービス利用者負担軽減助成金交付事業と併用できないことが要因となっているのか、近年、利用実績はありませんが、今後も対象者に向けて事業の周知を行い、利用促進を図ります。

■社会福祉法人等利用者負担軽減助成金

			実施状況			計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延支給人数	(人)	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込値

3 健康(健幸)づくりの推進

市民の健康に対する意識の向上を図るとともに、生活習慣の改善や健康づくりを巡る環境の向上、ライフステージに応じた健康づくりなどを推進することにより健康寿命の延伸を図り、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまち(健幸なまち:スマートウエルネスシティ)、健康密度も日本一のまちを目指します。

(1)健康の増進

概要・現状

高齢者の健康と生きがいづくりを推進するため、広報紙やパンフレット、市のホームページ等により健康に関する情報を提供するほか、市民が主体的に行う健康づくりの取り組みを支援します。

取り組み	内 容
	「1日8,000歩と中強度の運動20分」と埼玉県の「コバトン
①海動燃化の白し	ALKOO マイレージ事業」を組み合わせた「健康長寿蕨市モデ
①運動機能の向上	ル事業」と連携し、誰でも気軽にできるウォーキングなどの指
	導・普及に努めています。
②転倒骨折予防	高齢者になると足腰が弱くなり、転倒・転落などにより容易に
	骨折してしまうことがあります。寝たきりや閉じこもり、認知症予
	防のためにも、「転倒予防・寝たきり防止事業」などを実践し、骨
	折予防に関する正しい知識の普及に努めています。
	低栄養を予防するためには、栄養のあるバランスのとれた食
 ③栄養改善	事や継続的な運動など、正しい生活習慣を身につけることが必
○ 木食以音 	要です。そのため、一人ひとりのライフスタイルに合った食生活
	の改善指導を充実しています。
	国が推進している「8020(はちまるにいまる)運動」の趣旨
	(80歳まで健康な自分の歯を20本以上維持する)の実現のた
④口腔機能の改善	め、定期的な歯科健診の受診など、自主的努力の促進を図ると
	ともに、ブラッシング指導や入れ歯の手入れなど歯周疾患の予
	防対策を強化しています。

今後の方向性

令和5年度に策定となる「第3次わらび健康アップ計画」と連携し、いつまでも健康でいきいきとした生活が送れるよう、健康への関心を高めるとともに、生活習慣病や寝たきり、認知症予防など、要支援・要介護状態にならないよう、介護予防事業を充実させていきます。

(2) 生活習慣病の予防の推進と支援

概要・現状

生活習慣病は知らず知らずの内に進行するため、健康状態を確認するために特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診が大切であることを周知・啓発しています。そして、健康診査の結果をスクリーニングし、必要な方に対して生活習慣病改善のための保健指導及び健康管理に関する正しい知識の普及を行っています。

また、健診後の保健指導などによる個別の指導を強化し、生活習慣病の発症や重症化予防に努めています。

今後の方向性

健康教育の場でがん検診など各種検診の重要性を周知・啓発するとともに、未受診者を含めた健康管理について理解を促します。がん検診と特定健康診査・後期高齢者健康診査の同時受診や土日等に受診可能であることを周知し、受診勧奨を行います。広報紙や市のホームページ等を活用して情報を提供し、受診率の向上に努めます。また、健診結果を活用し、高齢者の特性に応じた保健事業を介護予防と一体的に実施していきます。

■健康診査

		実施状況			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定健康診査 受診者数	(人)	3 , 853	3,715	未定	4,095	4,349	4,629
受診率	(%)	38.7	39.2	未定	45.0	48.0	51.0
後期高齢者健康診査 受診者数	(人)	3,412	3 , 459	未定			
受診率	(%)	41.4	41.5	未定			

[※]令和5年度は未定

[※]後期高齢者健康診査は、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合において県全体の健診受診率目標値を 設定(令和8年度(中間目標):39.0%)

(3)健康相談と健康教育

概要・現状

保健センターにおける成人健康相談や栄養相談、保健師による電話相談を通して、 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な支援をしています。健康教育は、より多 くの市民への健康づくり支援となるよう、興味を喚起する企画や広報の工夫などに配慮 し事業を展開しています。

今後の方向性

心身の健康についての個別相談に応じて必要な助言指導を行い、個々の健康管理 に役立たせるため健康相談を実施しています。また、生活習慣病の予防などの健康に 関する知識の普及を図ることで、「自らの健康は自らが守る」という認識や自覚を高め、 心身の健康の保持増進を目的に健康教育を実施しています。

■健康相談(成人健康相談・栄養相談・こころの健康相談)

			実施状況			計画値	
		令和 3 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加延人数	(人)	17	14	17	20	23	26

[※]令和5年度は見込値

■電話相談(上記相談以外・精神面の相談を含む)

					計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加延人数	(人)	384	154	300	320	340	360

[※]令和5年度は見込値

■健康教育

			実施状況			計画值	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	(回)	1	4	4	4	4	4
参加延人数	(人)	60	132	110	150	150	150

[※]令和5年度は見込値

4 地域で暮らすための支援

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域でその人らしく安心して充実した暮らしを送ることができる「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉協議会や、民生委員、町会、各種福祉団体、事業者など、地域の様々な人々と市とが連携し、協力しながら、地域全体で支え合える環境づくりを進めるとともに、支援を必要とする人を把握し、適切な支援につなげていきます。

また、高齢者虐待の更なる防止や住環境の整備など地域で暮らすための支援を実施していきます。

(1)地域における見守り体制の充実

概要・現状

地域包括支援センターを中心に、民生委員、町会、高齢者クラブ、ボランティア、社会 福祉協議会、医療機関、民間企業など、地域組織などとの密接な連携のもとに、地域に おける見守り体制の充実を図っています。

今後の方向性

今後も、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター、民生委員などの高齢者を取り巻く地域組織などとの密接な連携のもとに、地域における見守り体制の充実を図っていきます。

なかでも、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦2人暮らしなどに配慮し、新聞販売店や水 道検針業務委託事業者などのライフライン事業者、郵便事業者、宅配業者などとも連携 をすることで、高齢者にとってきめ細やかな見守りを実施します。

(2) 高齢者訪問(調査)の実施

概要・現状

高齢者の増加に伴い、ひとり暮らしの高齢者数は増加しています。ひとり暮らしや、日中一人になる可能性のある高齢者が安心して生活するために、民生委員が市内の 75歳以上の方の世帯(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度から令和5年度は新規対象者のみ)を訪問し、安否確認と緊急連絡先を把握する「高齢者訪問(調査)」を実施しています。

今後の方向性

高齢化の進展に伴い、75歳以上の高齢者世帯数が増加したことから、対象者の見直 しも含めて、民生委員の協力を得て、「高齢者訪問(調査)」を継続して実施することで、 高齢者の安心な生活を支援していきます。

(3) 災害時の避難体制の整備

概要・現状

近年、日本各地で大規模な災害が頻発しており、市民に大きな不安を与えています。 本市では、災害時にひとりで避難することができない方が、地域の人々の支援を受けて 適切に避難するため「避難行動要支援者支援制度」を運用しており、支援希望者による 申請方式で作成した避難行動要支援者名簿を活用し、地域コミュニティや民生委員、 社会福祉協議会などの地域支援者との情報共有を行っています。

また、蕨市消防本部は、火災等の災害発生時に速やかな救助体制を確立するため、 自力での避難が困難な人を対象に「避難困難者情報」として登録し、火災発生時の速 やかな救助活動や避難誘導に活用しています。

今後の方向性

地域において災害が発生した際に、速やかな避難・救助活動が行えるように、避難行動要支援者支援制度のさらなる周知啓発を行うとともに、避難支援体制の充実を図るため、令和5年度に見直しを実施している「地域防災計画」に基づき、関係部署と連携しながら、要配慮者に対する支援制度の普及、防災訓練の実施、防災対策の支援に取り組みます。

また、実際に災害が起きた時に、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが 重要であることから、介護保険施設とも連携し、利用者の安全を確保できるよう、情報 提供・助言などを行うほか、業務継続計画(BCP)の策定支援や、厚生労働省が運営す る介護サービス情報公表システムの共有機能である災害時情報共有システムについ て、利用の支援を行います。

(4) 感染症対策に係る体制整備

概要・現状

新型コロナウイルスの大規模流行が発生し、感染症拡大防止のための予防対策や感染症発生時の速やかな対応策や支援・応援体制が求められています。

本市では、蕨市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しています。

今後の方向性

新型コロナウイルス感染症の大規模流行を踏まえ、蕨市新型インフルエンザ等対策行動計画との調和に配慮しつつ、介護事業所等と連携して感染症対策の周知啓発を実施しました。また、介護事業所等においては、令和3年度より設置基準条例の改正等により、感染症対策の徹底を図っていくとともに、発生時に介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、業務継続計画(BCP)の策定について情報提供するなど支援するほか、必要な物資について、備蓄・調達等を支援し、県・市・関係団体が連携し、新たな大規模感染症発生時の支援・応援体制を構築します。

(5) 高齢者虐待防止対策の推進

概要・現状

高齢者虐待が増加している状況を鑑み、虐待の予防、早期の発見・対応を進めるため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、蕨市高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置し、令和5年3月に厚生労働省が改訂した「市町村・都道府県における高齢者虐待防止への対応と養護者支援について」(国マニュアル)を参照し、対応しています。

また、養介護施設従事者による虐待については、事業法を所管する県等と協力し、対応にあたっています。

今後の方向性

高齢者虐待の増加に対応するため、養護者(現に養護していないものも含む)からの虐待については、市、地域包括支援センターを中心に、蕨市高齢者虐待防止ネットワーク会議を活用した関係機関との連携を強化し、高齢者虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に努めます。

介護疲れなどを起因とする虐待を防止するためには、介護者の過重な介護負担を軽減することが重要なため、地域包括支援センターによる総合相談や介護交流サロン等の活用、広報紙やパンフレット、市のホームページなどにより、高齢者虐待の防止について周知するとともに、介護者への支援体制の充実を図ります。

また、養介護施設においては、令和3年度より設置基準条例等の改正により、事業所自身において虐待防止体制の徹底を図っていく必要があるため、その体制整備について情報提供や運営指導をしていくとともに、広域型の特別養護老人ホームなどや有料老人ホームなどにおける虐待については、事業法を所管している県等と協力して対応していきます。

虐待事例	具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行
牙体的信付	を加えること。
介護・世話の放棄・	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置そ
放任(ネグレクト)	の他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他
心性的信付	の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	本人の合意なしに高齢者にわいせつな行為をすること又は
化的信付	高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から
社(月 4 以) (直) 付	不当に財産上の利益を得ること。

(6) 住環境の整備

概要・現状

ひとり暮らし高齢者の世帯が増加する中で、高齢者が安心して暮らせる住まいと生活を支援するサービスなどの安定的な供給が必要とされていることから、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正され「サービス付き高齢者向け住宅」の制度が創設されました。

「サービス付き高齢者向け住宅」は、居室の規模や設備が基準を満たすバリアフリー構造で、ケアの専門家による安否確認・生活相談サービスを提供しており、高齢者が安心して暮らせる賃貸住宅となっています。

今後の方向性

現在、市内に軽費老人ホームは1ヶ所、高齢者世話付き住宅は 1 ヶ所、サービス付き 高齢者向け住宅は1ヶ所、有料老人ホームは6ヶ所(介護付き5ヶ所・住宅型1ヶ所)あ ります。(高齢者世話付き住宅については、122 ページ参照)

住宅施策と福祉施策の連携を基本方針とし、集合住宅を建て替える際には、高齢者の生活に配慮したユニバーサルデザインを推進していきます。また、生活援助員が高齢者の日常的な世話を行う高齢者世話付き住宅事業を実施するほか、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームは県が所管し、指導監督権限を有していることから、その指導監督を支援し、サービスの質を確保していきます。

その他、広報紙やパンフレット、市のホームページなどを通じて、高齢者に配慮した住宅や住宅改修に関する情報を提供するとともに、関係する多くの部門と連携をとりながら、高齢者の住まいの安定的な確保に関する支援を行っていきます。

(7) 生活環境の整備

概要・現状

高齢者等が快適に暮らすことができる地域社会を実現するため、国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(改正バリアフリー法)」、県の「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすい公共施設や公園、交通機関などの整備を進めています。

今後の方向性

公共施設や公園の新設・改修については、福祉的配慮のある整備を推進します。

また、各公共施設や市内を結ぶ移動手段としてコミュニティバス(ぷらっとわらび) の、75歳以上の方への無料化を引き続き実施し、今後も関係部門とともに移動や外出 などの支援をしていきます。

これから新設・改修する公共施設については、県条例に基づき手すりやスロープの 設置など、福祉的配慮のある整備を推進します。

(8) ふれあい収集事業

概要・現状

自らごみステーションへごみを出すことが著しく困難で、かつ、他の福祉サービスや 身近な人による協力が得られない高齢者世帯(要介護認定を受け、75歳以上の高齢 者のみで構成されている)等を対象に戸別の訪問収集を実施することにより、身体的な 負担を軽減し、在宅生活の向上を図ります。

今後の方向性

令和5年10月より制度を開始しました。今後も広報紙等により事業の周知を図るとともに、適正な利用を促進します。

第5章 介護保険事業計画

基本目標2 介護サービスの充実

1 介護保険制度の適正な運営

(1) 介護サービスの質の向上

今後は、介護保険利用の中心である85歳以上の高齢者が増加する見込みであり、高齢者の単身世帯も増加が見込まれます。

そのなかで、訪問介護をはじめとする在宅サービスへのニーズがより高まることが予想 されており、サービスを担う人材の確保や安定的なサービス提供体制の確保が重要になってきます。

取り組み	内 容
	介護サービスの需要が今後更に高まることが見込まれる中
	で、深刻化する介護人材不足を解決し、将来にわたって安定
	的な介護サービスの提供体制を確保していく観点から、介護
	現場の生産性向上の取組の推進が課題です。
①人材の確保及び介護	介護現場における介護ロボット・ICTの導入促進や、介護助
現場の生産性の向上	手の活用等、介護現場の生産性の向上に向けた取組につい
の推進等	て、埼玉県主導の下、適切な支援につなぐワンストップ窓口の
	設置など生産性向上に資する様々な支援・施策の情報提供を
	図ります。
	また、外国人介護人材の定着を含め、介護人材確保の支援
	について検討していきます。
	介護サービス利用者が安心して制度を利用できるように、
	利用者から苦情等の申し出があった場合には、速やかに問題
	改善に向けた支援を行います。また、埼玉県、介護保険審査
	会、国民健康保険団体連合会との連携のもとに、必要に応じ
 ②苦情解決体制の推進	て調査や助言などの対応を行います。
公古 牌伏体制の推進	介護保険施設や通所介護事業所などに、あんしん介護相
	談員を派遣し、利用者とサービス提供側である施設等との信
	頼関係構築の支援を行うことで、利用者の疑問や不満・不安
	の解消を図るとともに、施設等が第三者の訪問を受け入れる
	ことを促進し、介護サービスの質の向上を図ります。

	各種介護サービスの提供は、利用者が選択したサービスを
	希望する社会福祉法人や医療法人、各種サービス提供事業
	者等と契約を結ぶことにより実施します。
	このため、サービス提供者は、利用者の状況や希望に応じ
③サービス事業者間の	た適切なサービスを提供できるように保健・福祉・介護分野の
連携	事業者や各種施設等と連携して、利用者の希望に合う柔軟な
\ _ \' \ \	サービス選択を支援します。
	サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤
	の整備の在り方を議論することの重要性を鑑み、蕨市内の事
	業者で構成される「蕨市介護保険事業者連絡会」との更なる
	連携を図ります。
	グループホームや小規模多機能型居宅介護等の地域密着
 ④サービス評価の仕組	型サービスについては、介護サービスの質を把握するため
みづくり	に、提供するサービスの質の自己評価を行い、その結果を運
	営推進会議(定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあっては
	介護・医療連携推進会議)へ報告したうえで公表します。
	地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材
⑤共生型サービスの活	確保の観点から、共生型サービス(介護保険サービス事業所
用	が障害福祉サービスを提供するまたはその逆)の活用につい
	て、情報収集し、希望者に情報提供していきます。
	介護人材を安定的に確保し、介護職員が安心して働くこと
	のできる職場環境・労働環境を整えることが必要不可欠で
	す。しかし、近年、介護現場では、利用者や家族等による介護
	職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシュアルハラスメン
⑥ハラスメント対策の仕	トなどが少なからず発生していることが様々な調査で明らか
組みづくり	となっています。
	介護職員が安心して働くことができるハラスメントのない労
	働環境を構築するためのハラスメント対策マニュアルを事業
	者が作成し、運用できるように情報提供や支援をしていきま
	す。
	介護サービス事業者が介護サービスを提供するに当たり、
	利用者の生命・身体等の安全を確保していくことは義務であ
⑦介護現場の安全性の	り、介護サービスの質の確保という観点からも、介護現場に
確保、リスクマネジメン	おける事故の発生予防・再発防止を推進していくことは重要
トの推進	となります。
	国は事故報告書の標準様式を定めたことから、本市におい
	ても標準様式の使用を推奨していきます。

	標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システ
○ 大 妻各担○赵斌	ム」利用の原則化を進め、地域密着型サービスの広域利用時
⑧文書負担の軽減 	の複数市町村への申請等の手続にかかる介護保険事業者の
	文書負担の軽減を図ります。
	介護の経営の大規模化・協働化により、介護サービスの質
	を確保しつつ、人材や資源を有効に活用することも有効な手
	段の一つであると国は提唱しています。
⑨財務状況等の見える	なお、介護サービス事業所の「事業の透明性の確保」はサ
化	ービスの安定利用等にもつながるため、令和6年度より、介護
	保険事業所が自ら財務状況の報告をし、国が収集した情報を
	分析し公表する制度を創設するため、事業所の報告の支援を
	行います。

介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

- ▶ 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。
- (参考) 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、より正確な経営実態等の把握に向けて、より適切な実態把握のための方策を引き続き検討していくべきとされている。
- > このため、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。 【施行日:令和6年4月1日】

【データベースの概要】

- 対象:原則、全ての介護サービス事業者
- ・ 収集する情報:介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与(給料・賞与)及びその人数 収集する内容は省令以下で規定
- 公表方法:国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表
- ※ 上記のデータベースの整備のほか、利用者の介護サービス事業者の選択に資するよう、介護サービス事業者情報公表制度についても併せて見直しを行い、介護サービス事業者に対し財務状況の公表を義務付ける等の対応を行う。

<データベースの運用イメージ>

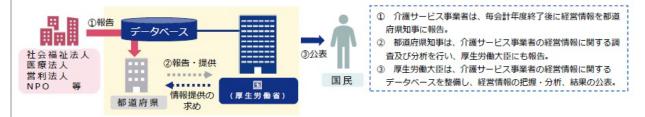


図 「⑨財務状況等の見える化」の概要(厚生労働省)

2 サービス基盤の計画的な整備

団塊の世代が順次 75 歳以上の後期高齢者となるなかで、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、サービス基盤を計画的に整備することが重要になります。

取り組み	内 容
①基盤整備の現状	介護保険事業の円滑な運営は、誰もが安心して暮らせる 環境づくりとして重要です。多くの民間サービス提供事業者 の参入もあり、本市のサービス提供基盤の整備は進みつつ あります。 施設サービスについては、介護老人福祉施設(特別養護 老人ホーム)が4施設(定員計294名)、介護老人保健施設 が1施設(定員150名)となっています。 地域密着型サービスである認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)は5施設(定員計72名)あり、このうち1施 設は、小規模多機能型居宅介護(登録定員29名)を併設し ています。
②基盤整備の課題	介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた 地域で生活を継続できるように、県が策定する「地域医療構 想」を踏まえた在宅医療の整備状況や整備目標も踏まえて サービス見込み量を計る必要があり、サービス需要の把握 が難しくなっているなかで、地域の実情を踏まえた介護サー ビス基盤の整備を計画的に推進していく必要があります。 また、地域密着型サービスは原則その市町村の被保険者 のみが利用できるサービスとなりますが、他市町村指定の 事前同意を当該市町村間で結ぶことにより、広域的利用も 可能となるものとなり、限られた資源を有効活用する方法と して検討していきます。
③在宅サービスの充実	重度な要介護状態となっても、365日切れ目なく支えていく定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの利用状況などを確認しつつ、在宅サービスの充実に努めます。特に、医療と介護の連携を踏まえ、看護小規模多機能型居宅介護の整備について検討します。

	広域型施設については、蕨市・川口市・戸田市を南部地域
④施設サービスの整備	として、埼玉県が整備計画を定めていることから、市内を含め今後も近隣地域の施設の利用など、広域的な対応についても調整を行い、入所待機者の解消と施設サービスの充実に努めます。また、特別養護老人ホームについては、原則要介護3以上の方が対象であるため、引き続き要介護1・2の方からの入所申込があった場合は、事業所から特例入所の申請として、情報提供を受けることで適切な運用を図っていきます。
⑤居宅要介護者を支える ための在宅療養支援の 充実	リハビリテーションサービスの提供にあたっては、心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における社会参加の実現等も含めた生活の質の向上を目指すことが、自立支援・重度化防止の観点からは重要です。 地域で生活する要介護者を支援するため、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援について、県が定める整備状況等の情報把握をし、充実に努めます。
⑥ケアラーへの支援	ケアラーとは、高齢者等の援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話等の援助を行っている人であり、18歳未満のケアラーの方をヤングケアラーと定義しています。 地域包括支援センターの総合相談支援機能の活用により、認知症高齢者の家族、ケアラーなど家族介護者支援に取り組みます。特に居宅介護支援事業所などの関係機関と協力し、対象者の把握に努めるとともに、広報紙などの周知により、適切な介護サービスの支援をします。また、仕事と介護の両立いわゆる介護離職の防止を図るため、適切な介護サービス基盤の整備を図っていきます。

2-1 居宅サービス

① 訪問介護 (ホームヘルプサービス)

概要・現状

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事や入浴、排せつなどの身体介護、調理や洗濯、掃除などの生活援助を行います。

今後の方向性

利用頻度が最も高い訪問介護は、今後も利用者が増加していくことが予想されています。そのため、これまでの利用実績と今後の動向を踏まえて、適切なサービスを安定して提供できるように、より質の高いサービスの確保に努めます。

■訪問介護

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	358,459	398,448	432,502	455,420	468,797	477,011
回 数	(回/年)	122,612	139,853	146,434	160,517	164,898	167,917
人数	(人/年)	5,856	6,096	6,383	6,432	6,612	6,756

		推記	十値
		令和 12 年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	487,089	510,415
回数	(回/年)	171,432	179,627
人数	(人/年)	6,900	7,224

②訪問入浴介護

概要・現状

寝たきり状態などにより、自宅での入浴が困難な方に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

今後の方向性

重度の要介護認定者が増加することが見込まれており、利用者の需要を的確に把握するよう努めます。

また、介護予防サービスでは、利用の可能性を的確に判断し、生活機能の維持・向上をサポートするとともに、サービスへの理解を広め、対象者への普及と啓発に努めます。

■訪問入浴介護

			第8期実績値			第9期計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	24,123	24,456	30,203	25,299	25,331	25,331
回 数	(回/年)	1,896	1,932	2,386	2,087	2,087	2,087
人数	(人/年)	444	468	578	576	576	576

		推訂	十値
		令和 12 年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	25,331	25,331
回数	(回/年)	2,087	2,087
人数	(人/年)	576	576

※回数・人数は1月あたりの利用回数・人数を12倍したもの ※令和5年度は見込値

■介護予防訪問入浴介護

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	0	0	0	0	0	0
回数	(回/年)	0	0	0	0	0	0
人数	(人/年)	0	0	0	0	0	0

		推計	十値
		令和12年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	0	0
回数	(回/年)	0	0
人数	(人/年)	0	0

③ 訪問看護

概要・現状

看護師等が自宅を訪問し、医師の指示に基づき療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。今後、要介護者が増えるに従い、ニーズの高まるサービスと考えられます。

今後の方向性

医療機関とサービス提供事業者との連携や協力体制を推進し、住み慣れた地域で生活を続けられるように、より質の高いサービスの確保に努めます。

■訪問看護

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和 3 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	134,411	141,754	165,308	177,189	193,157	210,641
回 数	(回/年)	30,406	31,850	35,822	39,304	42,734	46,525
人数	(人/年)	3,228	3,360	3,756	4,224	4,644	5,100

		推訂	十值
		令和12年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	229,783	278,317
回数	(回/年)	50,654	60,622
人数	(人/年)	5,604	6,768

※回数・人数は1月あたりの利用回数・人数を12倍したもの ※令和5年度は見込値

■介護予防訪問看護

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和 3 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	10,031	11,764	13,188	12,372	12,388	12,973
回数	(回/年)	2,626	3,178	3,562	3,173	3,173	3,323
人数	(人/年)	384	468	524	504	504	528

		推訂	十値
		令和12年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	13,558	14,144
回数	(回/年)	3,473	3,623
人数	(人/年)	552	576

④ 訪問リハビリテーション

概要・現状

通院が困難な方に対して、医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が自宅を訪問して心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法や作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

今後の方向性

自宅での日常生活動作に沿った訓練が必要な人に、家屋状態の確認も含めたリハビ リテーションを提供できるように、サービス事業者の確保に努めます。

介護予防サービスでは、要介護状態になる前からのリハビリテーションで生活機能の 維持・向上を図ります。

■訪問リハビリテーション

第8期実績値			第9期計画値				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和 8 年度
給付費	(千円/年)	21,006	20,146	21,778	31,936	31,976	33,707
回 数	(回/年)	6,749	6,508	8,695	10,279	10,279	10,841
人数	(人/年)	528	468	648	684	684	720

		推計值		
		令和 12 年度	令和 22 年度	
給付費	(千円/年)	34,333	35,707	
回数	(回/年)	11,044	11,478	
人数	(人/年)	732	768	

※回数・人数は1月あたりの利用回数・人数を12倍したもの ※令和5年度は見込値

■介護予防訪問リハビリテーション

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	5,304	4,781	5,873	5,440	5,954	5,954
回数	(回/年)	1,898	1,732	2,127	1920	2,094	2,094
人数	(人/年)	132	120	147	132	144	144

		推訂	十值
		令和 12 年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	5,954	6,461
回数	(回/年)	2,096	2,273
人数	(人/年)	144	156

⑤ 居宅療養管理指導

概要・現状

寝たきりの人など、通院が困難な方に対して、病院や診療所の医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、療養上の管理および指導を行います。

今後の方向性

療養上の管理と指導に関する需要を的確に把握し、医療機関や薬局などと連携することで、サービス体制の充実を図ります。

■居宅療養管理指導

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	101,571	116,486	121,463	136,553	141,049	146,750
人数	(人/月)	586	634	672	696	718	747

		推訂	十值
		令和 12 年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	149,883	156,761
人数	(人/月)	763	798

[※]人数は1月あたりの利用人数

■介護予防居宅療養管理指導

第8期実績値			第9期計画値				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	8,241	8,928	9,185	10,681	10,851	11,302
人数	(人/月)	55	62	68	71	72	75

		推訂	十值
		令和12年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	11,596	12,203
人数	(人/月)	77	81

[※]人数は1月あたりの利用人数

[※]令和5年度は見込値

[※]令和5年度は見込値

⑥ 通所介護 (デイサービス)

概要・現状

デイサービスセンター等に通所して受けるサービスで、入浴および食事の提供、その 他社会的な交流や日常生活上の世話、機能訓練を行います。

定員18名以下のデイサービスは地域密着型通所介護になります。(104ページ参照)

今後の方向性

通所介護は、今後も利用の増加が見込まれるサービスであるため、サービス提供体制の基盤確保とサービスの質の向上に努めます。

■通所介護

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和 8 年度
給付費	(千円/年)	664,097	673,458	721,060	722,804	745,813	776,672
回 数	(回/年)	87,180	88,896	90,504	94,847	97,747	101,750
人数	(人/年)	8,076	8,400	8,748	9,156	9,432	9,816

		推計值		
		令和 12 年度	令和 22 年度	
給付費	(千円/年)	788,161	823,142	
回数	(回/年)	103,349	107,944	
人数	(人/年)	9,984	10,428	

⑦ 通所リハビリテーション

概要・現状

介護老人保健施設、病院、診療所等の施設に通所して受けるサービスです。身体機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法・その他必要なリハビリテーションを行います。

今後の方向性

在宅生活に必要な身体機能を向上させるために、利用者のニーズに沿ったサービスを提供できる体制の整備に努めます。

■通所リハビリテーション

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	35,818	42,453	46,039	57,313	58,744	63,771
回数	(回/年)	4,277	4,895	5,472	6,080	6,246	6,680
人数	(人/年)	564	672	768	804	828	876

		推計值		
		令和 12 年度	令和 22 年度	
給付費	(千円/年)	65,130	66,488	
回数	(回/年)	6,846	7,012	
人数	(人/年)	900	924	

[※]回数・人数は1月あたりの利用回数・人数を12倍したもの ※令和5年度は見込値

■介護予防通所リハビリテーション

		第8期実績値		第9期計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	11,862	12,459	14,113	11,851	12,134	12,630
人数	(人/年)	348	360	407	348	360	372

		推計值		
		令和12年度	令和 22 年度	
給付費	(千円/年)	12,898	13,393	
人数	(人/年)	384	396	

[※]回数・人数は1月あたりの利用回数・人数を12倍したもの ※令和5年度は見込値

⑧ 短期入所生活介護(ショートステイ)

概要・現状

介護老人福祉施設等に短期間入所して受けるサービスです。食事、入浴、排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を行います。

今後の方向性

今後、利用者の増加が見込まれているサービスです。需要の増加に対応する、緊急時の利用も可能にするなど、サービス提供の体制整備に努めます。

また、介護予防では、本人の機能改善の可能性を的確に判断することで、生活機能の維持・向上により自立を促していきます。

■短期入所生活介護

		第8期実績値			第9期計画值		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和 8 年度
給付費	(千円/年)	135,540	141,022	162,111	167,741	172,517	180,217
日数	(日/年)	15,610	16,096	17,328	18,569	19,088	19,921
人数	(人/年)	1,284	1,440	1,764	2,004	2,064	2,148

		推計值		
		令和12年度	令和 22 年度	
給付費	(千円/年)	181,937	190,827	
日数	(日/年)	20,120	21,101	
人数	(人/年)	2,172	2,280	

[※]日数・人数は1月あたりの利用日数・人数を12倍したもの ※令和5年度は見込値

■介護予防短期入所生活介護

		第8期実績値			第9期計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
給付費	(千円/年)	561	317	941	775	776	776	
日数	(日/年)	130	48	142	118	118	118	
人数	(人/年)	12	12	35	48	48	48	

		推計	十値
		令和12年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	776	776
日数	(日/年)	118	118
人数	(人/年)	48	48

[※]日数・人数は1月あたりの利用日数・人数を12倍したもの ※令和5年度は見込値

⑨ 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

概要・現状

介護老人保健施設等に短期間入所して受けるサービスです。看護、医学的管理のもとで介護および機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

今後の方向性

サービス需要の増加や緊急時の利用に柔軟に対応できるように、サービス提供の体制整備に努めます。

介護予防では、本人の機能改善の可能性を的確に判断し、生活機能の維持・向上により、自立を促していきます。

■短期入所療養介護

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	3,459	4,073	5,436	5,937	6,329	7,443
日 数	(日/年)	298	324	432	499	527	626
人数	(人/年)	48	60	80	120	132	144

		推訂	十值
		令和 12 年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	8,026	8,810
日数	(日/年)	679	736
人数	(人/年)	156	180

[※]日数・人数は1月あたりの利用日数・人数を12倍したもの ※令和5年度は見込値

■介護予防短期入所療養介護

			第8期実績値			第9期計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	76	0	0	0	0	0
日数	(日/年)	10	0	0	0	0	0
人数	(人/年)	0	0	0	0	0	0

		推記	计值
		令和12年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	0	0
日数	(日/年)	0	0
人数	(人/年)	0	0

[※]日数・人数は1月あたりの利用日数・人数を12倍したもの ※令和5年度は見込値

⑩ 福祉用具貸与

概要・現状

日常生活上の自立を支えるため、福祉用具の貸与を行います。対象となる用具は、歩行器・車いす・特殊寝台・徘徊感知器などがあります。在宅介護が進むことで、利用者が増えることが予想されています。

今後の方向性

利用者の状態や意向を踏まえ、適切な福祉用具を選定できるように、福祉用具に関する情報の提供に努めます。また、指定事業者の福祉用具専門相談員に対して、安全性の確保と適切な利用の促進について指導していきます。

■福祉用具貸与

		第8期実績値		第9期計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	139,840	145,554	154,041	149,917	154,633	160,603
人数	(人/年)	10,728	11,064	11,709	11,460	11,820	12,276

		推計	十値
		令和12年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	164,306	171,913
人数	(人/年)	12,564	13,140

[※]人数は1月あたりの利用人数を12倍したもの

■介護予防福祉用具貸与

第8期実績値		第9期計画値					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	13,504	13,417	14,008	16,281	16,852	17,480
人数	(人/年)	2,544	2,640	3,000	3,084	3,192	3,312

		推計	十值
		令和 12 年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	17,868	18,690
人数	(人/年)	3,384	3,540

[※]人数は1月あたりの利用人数を12倍したもの

[※]令和5年度は見込値

[※]令和5年度は見込値

① 特定施設入居者生活介護

概要・現状

特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等に入所している方に対して、食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行います。

今後の方向性

利用者の需要を的確に把握し、関係機関や民間事業者との連携を図りながら、サービス提供体制の整備に努めるとともに、利用者の状況にあった質の高いサービスの確保に努めます。

■特定施設入居者生活介護

		第8期実績値			第9期計画值		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	553,785	611,390	726,822	744,234	786,355	819,311
人数	(人/月)	241	263	296	306	321	334

		推訂	十值
		令和12年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	850,446	926,789
人数	(人/月)	349	380

[※]人数は1月あたりの利用人数 ※令和5年度は見込値

■介護予防特定施設入居者生活介護

第8期実績値		第9期計画値					
·		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	36,087	36,240	40,962	38,742	42,045	43,436
人数	(人/月)	43	44	50	49	53	55

		推記	十値
		令和 12 年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	44,131	46,689
人数	(人/月)	56	59

[※]人数は1月あたりの利用人数 ※令和5年度は見込値

⑫ 特定福祉用具購入

概要・現状

厚生労働大臣が定める、腰掛便座や入浴補助用具等を購入した時に、購入費の一部を支給します。

今後の方向性

利用者の状態や意向を踏まえた、適切な福祉用具を選定できるように、福祉用具に関する情報の提供に努めます。また、指定事業者の福祉用具専門相談員に対して、安全性の確保と適切な利用の促進について、指導していきます。

■特定福祉用具購入

		第8期実績値			第9期計画值		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	5,100	5,184	5,802	5,029	5,299	5,631
人数	(人/年)	192	204	228	204	216	228

		推計	l·値
		令和12年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	5,902	6,607
人数	(人/年)	240	264

[※]人数は1月あたりの利用人数を12倍したもの

■介護予防施特定福祉用具購入

		第8期実績値		第9期計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	1,172	1,391	1,728	2,615	2,615	2,954
人数	(人/年)	60	72	89	96	96	108

		推訂	十值
		令和12年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	3,096	3,465
人数	(人/年)	113	126

[※]人数は1月あたりの利用人数を12倍したもの

[※]令和5年度は見込値

[※]令和5年度は見込値

③ 住宅改修

概要・現状

厚生労働大臣が定める、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修について、その費用の一部を支給します。在宅介護が広がることにより、今後とも利用者が増えることが予想されています。

今後の方向性

利用者の安全性の確保と、適切な利用の促進が図れるように、事業者を指導していきます。

■住宅改修

		第8期実績値			第9期計画值		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	11,281	10,417	12,099	14,700	15,439	16,178
人数	(人/年)	240	192	223	240	252	264

		推訂	十值
		令和 12 年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	16,917	18,395
人数	(人/年)	276	300

[※]人数は1月あたりの利用人数を12倍したもの

■介護予防住宅改修

			第8期実績値			第9期計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	5,537	6,875	8,173	9,000	9,750	10,500
人数	(人/年)	108	120	142	144	156	168

		推言	十值
		令和 12 年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	11,250	12,750
人数	(人/年)	180	204

[※]人数は1月あたりの利用人数を12倍したもの

[※]令和5年度は見込値

[※]令和5年度は見込値

(4) 居宅介護支援

概要・現状

居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、要介護者の心身の状況、置かれている環境や意向などを勘案した居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、当該計画に沿ったサービス提供を確保できるように、サービス提供事業者との連絡調整などを行います。

また、要介護者が介護保険施設に入所する場合、介護保険施設についての情報提供などを行います。

令和6年度の改正により、介護予防支援について、地域包括支援センター(介護予防支援事業所)の一定の関与を残しつつも事前に指定を受けた居宅介護支援事業所が直接受託できるようになります。

今後の方向性

介護支援専門員の資質向上を図るため、研修体制の整備に努めます。また、地域包括支援センターの主任介護支援専門員が、介護支援専門員の抱える困難事例の解決に向けて、支援をしていきます。

■居宅介護支援

		:	第8期実績値			第9期計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	234,609	242,725	256,233	257,919	265,862	276,373
人数	(人/月)	1,329	1,354	1,398	1,452	1,495	1,554

		推訂	十值
		令和12年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	282,394	295,577
人数	(人/月)	1,588	1,662

※人数は1月あたりの利用人数 ※令和5年度は見込値

■介護予防支援

			第8期実績値			第9期計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	14,974	15,441	16,063	17,765	18,373	19,074
人数	(人/月)	255	269	295	304	314	326

		推計	十値
		令和12年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	19,485	20,420
人数	(人/月)	333	349

※人数は1月あたりの利用人数

※令和5年度は見込値

2-2 地域密着型サービス

本市では、高齢の方が要介護となっても住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるように、身近な市町村で提供される「地域密着型サービス」として、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」、「地域密着型通所介護」が整備されています。

第9期計画期間においては、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」・「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を見込んでいます。

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に将来的な統合が検討されている「夜間対応型訪問介護」、広域型として市内に整備されている「地域密着型特定施設入所者生活介護」・「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)」については、本計画期間中に整備予定はないものの、地域のニーズに応じて適切なサービス提供基盤の整備について検討します。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

概要・現状

定期的な短時間の巡回訪問や随時対応により、介護・看護サービスが提供されます。 訪問介護事業所が看護師を確保し、介護・看護の両サービスを行う形態と訪問介護事業 所が訪問看護事業所と連携してサービスを提供する形態があります。

今後の方向性

介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活できる体制の整備が必要であり、サービスの周知と普及に努めるとともに、利用の推進を図ります。

■定期巡回·随時対応型訪問介護看護

			第8期実績値			第9期計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	16,766	17,823	19,456	21,186	21,213	21,213
人数	(人/年)	108	120	130	108	108	108

		推計	十値
		令和12年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	24,228	24,228
人数	(人/年)	120	120

② 夜間対応型訪問介護

概要・現状

夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせて行うサービスです。

市内に夜間対応型訪問介護の事業所はなく、利用実績は多くありません。

今後の方向性

市内に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が整備されたことや、今後は同サービスに統合される見込みがありますが、利用希望がある場合、近隣市と連携して協議を行うとともに、利用動向を注視していきます。

■夜間対応型訪問介護

		第8期実績値			第9期計画值		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	0	264	401	0	0	0
人数	(人/年)	0	12	0	0	0	0

		推訂	十值
		令和 12 年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	0	0
人数	(人/年)	0	0

[※]人数は1月あたりの利用人数を12倍したもの

[※]令和5年度は見込値

③ 認知症対応型通所介護

概要・現状

自宅で生活する認知症の要介護者等が、デイサービスセンター等に通所して受けるサービスです。食事や入浴などの介護、日常生活上の世話、機能訓練を行います。

今後の方向性

認知症高齢者は急激な環境の変化に適応できず、認知症がさらに進行する可能性があります。そのため、住み慣れた環境で安心して生活ができるように、サービスの周知と普及に努めるとともに、利用の促進を図ります。

■認知症対応型通所介護

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	22,303	9,382	11,316	8,999	11,454	13,898
回数	(回/年)	2,291	877	919	810	1,038	1,266
人数	(人/年)	216	96	100	72	84	96

		推計值		
		令和12年度	令和 22 年度	
給付費	(千円/年)	16,341	21,228	
回数	(回/年)	1,494	1,950	
人数	(人/年)	108	132	

[※]回数・人数は1月あたりの利用回数・人数を12倍したもの ※令和5年度は見込値

■介護予防認知症対応型通所介護

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	0	0	0	0	0	0
回 数	(回/年)	0	0	0	0	0	0
人数	(人/年)	0	0	0	0	0	0

		推計值		
		令和12年度	令和 22 年度	
給付費	(千円/年)	0	0	
回数	(回/年)	0	0	
人数	(人/年)	0	0	

[※]回数・人数は1月あたりの利用回数・人数を12倍したもの ※令和5年度は見込値

④ 小規模多機能型居宅介護

概要・現状

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供することで、高齢者の生活リズムを整え、在宅生活を継続的に支援します。ただ単に複数のサービス項目があるのではなく、その人の状態に応じた、なじみの場所で切れ目のないサービスを提供します。

今後の方向性

高齢者が住み慣れた家庭・地域で安心して生活できるように、利用者のニーズに応じたサービス提供の基盤確保とサービスの質の向上に努めます。

■小規模多機能型居宅介護

第8期実績値		第9期計画値					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	70,858	79,345	84,280	90,619	94,208	98,103
人数	(人/年)	336	372	384	396	408	420

		推訂	十值
		令和12年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	101,227	105,143
人数	(人/年)	432	456

[※]人数は1月あたりの利用人数を12倍したもの

■介護予防小規模多機能型居宅介護

第8期実績値				第9期計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	53	0	0	0	0	0
人数	(人/年)	0	0	0	0	0	0

		推訂	十值
		令和12年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	0	0
人数	(人/年)	0	0

[※]人数は1月あたりの利用人数を12倍したもの

[※]令和5年度は見込値

[※]令和5年度は見込値

⑤ 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

概要・現状

認知症の方に対して、共同生活を営む住宅で入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話および機能訓練を行います。

今後の方向性

今後も必要性の高いサービスです。市内のグループホームの利用状況を把握し、円滑にサービス提供を受けることができるよう、提供体制の確保やサービスの周知に努め、利用の促進を図ります。

■認知症対応型共同生活介護

第8期実績値			第9期計画値				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	211,527	224,714	241,141	245,032	275,860	296,063
人数	(人/月)	66	71	76	73	82	88

		推訂	十值
		令和12年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	335,933	356,137
人数	(人/月)	100	106

[※]人数は1月あたりの利用人数 ※令和5年度は見込値

■介護予防認知症対応型共同生活介護

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	234	0	0	0	0	0
人数	(人/月)	0	0	0	0	0	0

		推計值		
		令和 12 年度	令和 22 年度	
給付費	(千円/年)	0	0	
人数	(人/月)	0	0	

[※]人数は1月あたりの利用人数 ※令和5年度は見込値

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

概要・現状

定員29名以下の有料老人ホーム等に入居する要介護者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、生活に関する相談・助言、日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話を行うサービスです。

市内には、広域型の特定施設入居者生活介護事業所は5ヶ所ありますが、地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業所はなく、利用実績はありません。

今後の方向性

利用希望がある場合は、近隣市と連携して協議を行うとともに、利用動向を注視していきます。

■地域密着型特定施設入居者生活介護

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	0	0	0	0	0	0
人数	(人/年)	0	0	0	0	0	0

		推計值		
		令和 12 年度	令和 22 年度	
給付費	(千円/年)	0	0	
人数	(人/年)	0	0	

※令和5年度は見込値

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

概要・現状

定員 29 名以下の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所する要介護者に対して、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の世話や機能訓練、健康管理および療養上の世話を行います。

今後の方向性

市内には広域型の介護老人福祉施設は現在4か所あり、地域密着型介護老人福祉施設については、本計画期間中に整備予定はないものの、利用動向を注視していきます。

■地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	0	0	0	0	0	0
人数	(人/年)	0	0	0	0	0	0

		推計值		
		令和12年度	令和 22 年度	
給付費	(千円/年)	0	0	
人数	(人/年)	0	0	

[※]令和5年度は見込値

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

概要・現状

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を同一の事業所で運営する看護小規模多機能型居宅介護は、利用者のニーズに応じて柔軟に、医療的ニーズにも対応した小規模多機能型サービスなどを受けることができます。事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能となり、ケア体制を構築しやすいというメリットがあります。

市内に看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所はなく、利用実績はありません。

今後の方向性

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活できる体制の整備が必要であり、サービス提供基盤の整備に努めます。

■看護小規模多機能型居宅介護

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	0	0	0	0	46,065	76,774
人数	(人/年)	0	0	0	0	180	300

		推計値		
		令和12年度	令和 22 年度	
給付費	(千円/年)	87,962	87,962	
人数	(人/年)	348	348	

[※]人数は1月あたりの利用人数を12倍したもの

[※]令和5年度は見込値

⑨ 地域密着型通所介護

概要・現状

入浴および食事の提供、その他社会的な交流や日常生活の世話、機能訓練をデイサービス等に通所して受けるサービスです。

定員が19名以上のデイサービスは居宅サービスの「通所介護」となります。

今後の方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していけるように、通所介護の利用動向も注視しながら、サービス提供基盤の確保とサービスの質の向上に努めます。

■地域密着型通所介護

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	172,571	172,988	168,592	179,468	181,107	182,518
回 数	(回/年)	21,746	21,472	20,764	21,640	21,853	22,067
人数	(人/年)	2,124	2,040	1,973	2,124	2,148	2,172

		推計值		
		令和12年度	令和 22 年度	
給付費	(千円/年)	183,930	186,753	
回 数	(回/年)	22,280	22,708	
人数	(人/年)	2,196	2,244	

※回数・人数は1月あたりの利用回数・人数を12倍したもの ※令和5年度は見込値

■必要利用定員総数

(単位:人)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回·随時対応型訪問介護看護	9	9	9	9
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	12	12	12	12
小規模多機能型居宅介護	29	29	29	29
認知症対応型共同生活介護	72	72	90	90
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	29	29
地域密着型通所介護	110	110	110	110

[※]定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、利用見込み数

■上記のうち、第9期計画期間中における整備見込数

(単位:施設数)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	0	0	1	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	1	0

※認知症対応型共同生活介護については、既存事業所の利用状況を勘案して計画期間中に見直しの可能性あり

看護小規模多機能型居宅介護の概要

○ 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることにより、退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援、家族に対するレスパイト等への対応等、利用者や家族の状態やニーズに応じ、主治医との密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービス(「通い」、「泊まり」、「訪問(看護・介護)」)を一体的に24時間365日提供。
 ○ また、登録利用者以外に対しても、訪問看護(訪問看護の指定が必要)や宿泊サービスを提供するなど、医療ニーズもまた。

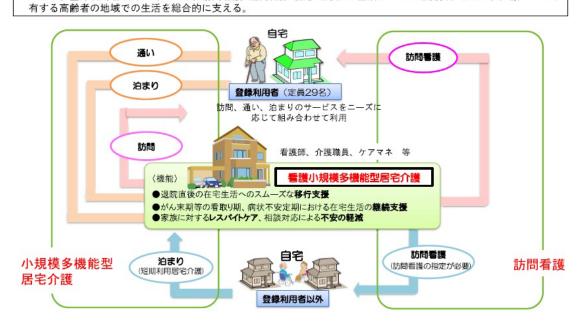


図 看護小規模多機能型居宅介護の概要(厚生労働省)

2-3 施設サービス

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

概要・現状

定員30名以上の介護老人福祉施設は、居宅での生活が困難な原則、要介護3以上の方が 入所し、食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および 療養上の世話を行います。

市内に4施設あり、市外の施設も多く利用されています。

今後の方向性

今後も安定したサービスを提供できるように、近隣地域の施設利用など広域的な対応についても調整を行います。

■介護老人福祉施設

第8期実績値			第9期計画値				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	982,744	975,464	1,033,170	1,064,595	1,083,790	1,101,139
人数	(人/月)	313	309	327	312	317	322

		推計值		
		令和 12 年度	令和 22 年度	
給付費	(千円/年)	1,226,847	1,294,925	
人数	(人/月)	359	379	

[※]人数は1月あたりの利用人数

[※]令和5年度は見込値

② 介護老人保健施設

概要・現状

介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、看護、医学的管理のもとにおいて、介護や機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

市内に1施設あり、市外の施設も多く利用されています。

今後の方向性

今後も安定的にサービスを提供できるよう、事業者と連携・調整を図ります。

■介護老人保健施設

第8期実績値				第9期計画值			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	361,154	377,379	386,785	423,327	440,679	460,699
人数	(人/月)	101	104	101	110	114	119

		推計值		
		令和 12 年度	令和 22 年度	
給付費	給付費(千円/年)		523,181	
人数	(人/月)	127	136	

※人数は1月あたりの利用人数 ※令和5年度は見込値

③ 介護医療院

概要・現状

要介護者に対して「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

今後の方向性

今後も安定したサービスを提供できるように、近隣地域の施設利用など広域的な対応についても調整を行います。

■介護医療院

			第8期実績値			第9期計画值	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費	(千円/年)	17,251	18,050	25,541	14,806	19,766	24,708
人数	(人/月)	4	4	3	3	4	5

		推記	十值
		令和12年度	令和 22 年度
給付費	(千円/年)	29,649	39,532
人数	(人/月)	6	8

[※]人数は1月あたりの利用人数

[※]令和5年度は見込値

基本目標3 地域支援の充実

1 介護予防の充実

概要・現状

本市では、介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、地域の通いの場の充実に努めるとともに、各種介護予防教室等の実施、出前講座、高齢者サロンの支援など地域における活動を支援するなど、介護予防の体制づくりを進めています。

取り組み	内 容
①介護予防普及啓発事 業	今後も継続的に実施していくとともに、高齢になっても元気に生きがいをもって生活ができるよう、住民主体の介護予防の取り組みである「いきいき百歳体操」や高齢者サロンなどの促進に努めます。また、市が開催する介護予防教室においては、運動・口腔・栄養・社会参加の視点から専門職による効果的な啓発事業となるよう、適宜、評価し、見直しを行います。
②地域介護予防活動支 援事業	引き続き、「いきいき百歳体操」等の普及・啓発に努めるとと もに、令和6年度から、いきいき百歳体操事業補助金の活用 により、支援・拡充を図っていきます。
③一般介護予防事業評 価事業	事業の実施状況や普及啓発の効果など、一般介護予防事業の達成状況の検証を行います。また、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みをより良いものにしていくために、取り組み状況について検証し、次年度以降の事業実施の見直しを行います。
④地域リハビリテーショ ン活動支援事業(支援 体制の構築)	地域リハビリテーション支援体制について、県が定める地域リハビリテーション・ケアサポートセンターと協力医療機関等の連携を踏まえ、自立支援型地域ケア会議や住民主体の通いの場などにおいて、リハビリテーション専門職などの関与を促進し、リビリテーションサービスを含めた多職種の連携を図っていきます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス事業) の充実

概要・現状

本市では、介護予防・生活支援サービス事業として、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスや、有償ボランティア等により提供される住民主体による支援である訪問型サービスBを実施しています。

また、これらの事業を高齢者向けの介護予防教室、住民主体の支え合い活動などの介護予防・生活支援に係る地域資源と連携した取り組みとして進めることで、切れ目のない介護予防の体制づくりを目指します。

今後の方向性

事業開始以降、サービス利用者の増加傾向が続いており、訪問型サービス・通所型サービスについては、引き続き安定的なサービス提供体制の確保が必要です。

また、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の深化・推進および介護保険制度の持続可能性を高める観点から、訪問型サービスB(有償ボランティア事業)の拡大を図ります。

■訪問型サービス

			第8期実績値			第9期計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業費	(千円/年)	32,343	32,775	32,909	32,780	33,400	33,695
人数	(人/年)	1,807	1,843	1,858	1,862	1,899	1,935

[※]人数は1月あたりの利用人数を12倍したもの

■通所型サービス

			第8期実績値			第9期計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業費	(千円/年)	95,685	101,353	106,054	108, 026	113, 139	118, 872
人数	(人/年)	3,560	3,768	3,976	3,948	4,020	4,056

[※]人数は1月あたりの利用人数を12倍したもの

■訪問型サービスB

第8期実績値				第9期計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	(人/年)	462	992	1,036	1,252	1,308	1,367

[※]令和5年度は見込値

[※]令和5年度は見込値

[※]令和5年度は見込値

(2)介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業)の充実

①介護予防普及啓発事業

概要・現状

すべての高齢者を対象に、介護予防の普及啓発を図る事業です。

フレイル(加齢による心身の虚弱)予防として口腔・運動機能向上・栄養改善のための 教室の開催、出前講座、高齢者サロンの支援などを通じて、介護予防の普及啓発に努め ています。

今後の方向性

普及啓発事業の継続的な実施によって、高齢者の自主的な介護予防の取り組みを促します。

いきいき百歳体操や高齢者サロンなど、地域の通いの場を充実させる事業と連携することで、継続したセルフケアを支えるとともに、市が開催する介護予防教室においては、口腔・運動・栄養・社会参加の視点から、専門職による効果的な啓発事業となるよう、適宜、評価と見直しを行います。

■介護予防教室

			第8期実績値			第9期計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	(人/年)	63	65	97	250	250	250

※令和5年度は見込値

②地域介護予防活動支援事業

概要・現状

介護予防体操「いきいき百歳体操」を広める介護予防サポーターの養成や地域における自主的な介護予防教室の運営支援など、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援を行うための事業です。

高齢者が心身や環境などの状況によって分け隔てられることなく参加できる介護予防 活動の地域展開を目指します。

今後の方向性

引き続き、住民主体による介護予防教室の普及・啓発に努めるとともに、介護予防サポーター養成や地域活動の支援において、理学療法士等のリハビリテーション専門職を活用し、連携を図っていきます。

■介護予防サポーター養成講座

			第8期実績値			第9期計画值	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	(回)	1	1	0	1	1	1
累計修了者数	(人)	192	202	202	222	242	262

[※]累計修了者数は事業を開始した平成27年度から各年度末までにおける累計値

■住民運営による「いきいき百歳体操」教室

		第8期実績値			第9期計画值		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
活動グループ数	17	20	19	21	23	25	

[※]令和5年度は見込値

③一般介護予防事業評価事業

概要・現状

事業の実施状況や普及啓発の効果など、一般介護予防事業の達成状況の検証を行います。また、その検証をもとに、次年度以降の事業実施の見直しを行います。

④地域リハビリテーション活動支援事業

概要・現状

地域における介護予防の取り組みを機能強化するため、介護予防教室、地域ケア会議、住民運営の通いの場などに対して、リハビリテーション専門職などの関与を促進します。

[※]令和5年度は見込値

2 認知症高齢者などへの支援

(1)認知症総合支援事業

概要・現状

「認知症施策推進大綱」の中間評価および認知症基本法に基づき国が策定予定の認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて、認知症の発症を遅らせ、認知症となっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪として、施策を推進していきます。

今後の方向性

取り組み	内容
①標準的な認知症ケアパス の普及・活用	認知症の状態に応じて、本人の様子および行動、家族が行うべきこと、認知症高齢者を支援する体制、相談機関などの適切なケアの流れを示した「認知症ケアパス」(蕨市認知症安心ガイドブック)の普及・活用により、市民への認知症対応への理解を深めます。
②認知症地域支援推進員 の活用	地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進 員により、認知症の人やその家族の相談支援、関係機関の ネットワーク構築、オレンジカフェ(認知症カフェ)の企画や 再開支援、認知症ケアパスの普及・活用など、認知症ケア 体制の向上を図ります。
③認知症初期集中支援チー ムの活用	認知症専門医および医療・介護の専門職からなる認知 症初期集中支援チームを活用し、認知症が疑われる人や 認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・ 集中的に行い、早期診断・早期対応に向けた支援体制を実 施します。
④認知症ケア向上を図る事 業の実施	認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の本人の 意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく 暮らし続けることができる体制づくりを推進します。
⑤若年性認知症等に係る支 援の実施	認知症ケア体制の向上、庁内関係部署との連携などにより、若年性認知症や脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障害の人及びその家族が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるように努めるとともに、埼玉県が配置した若年性認知症支援コーディネーターや高次脳機能障害支援センターの周知を進め、若年性認知症等の本人や家族などからの相談など、必要な方の支援につなげます。

(2)認知症サポーター養成講座

概要・現状

認知症サポーター養成講座を通して、地域の方に認知症を正しく理解してもらい、認知症高齢者やその家族を支援する「認知症サポーター」を養成する事業です。

認知症サポーターの養成ニーズが見込まれているとともに、養成講座を修了した認知 症サポーターに向けたステップアップ講座を開講しています。

今後の方向性

認知症に対する理解を深め、支援者を増やすため、引き続き認知症サポーター養成講座を実施します。

また、引き続き認知症サポーター向けのステップアップ講座を開講し、認知症高齢者と その家族を地域で支える体制づくりの充実を図ります。

■認知症サポーター養成講座

			第8期実績値		第9期計画值		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
修了者数	(人)	188	77	151	160	160	160
累計修了者数	累計修了者数(人)		3,034	3, 185	3,345	3,505	3,665

[※]累計修了者数は事業を開始した平成19年度から各年度末までにおける累計値

(3) 徘徊高齢者等家族支援サービス

概要・現状

認知症により、徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する家族に対して、高齢者が行方 不明となった場合、すみやかに身柄の保護を行えるよう、徘徊高齢者位置情報探索シス テムの利用料の一部を助成する事業です。

利用人数は少ないですが、ニーズに応じた取り組みが求められています。

今後の方向性

認知症により徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する家族に対して、徘徊行動に対する家族の不安を解消し、高齢者自身の安全を守るために引き続きサービスを実施します。 令和3年4月から、市外に住む家族も利用できるように制度改正しております。

■徘徊高齢者等家族支援サービス

		É	第8期実績値		第9期計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
利用人数	()	14	16	13	15	17	19	

^{※&}lt;br/>令和5年度は見込値

[※]令和5年度は見込値

3 地域包括ケアの充実

3-1 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの機能強化

概要・現状

地域包括支援センターは、基準で定められた3職種(社会福祉士、保健師等、主任介護 支援専門員)を配置し、地域における総合的な保健医療の向上及び福祉の増進を図る機関 として、包括的支援事業、要支援者等のケアプラン作成、支援者間のネットワーク形成な ど、地域における高齢者の生活を総合的に支援するための地域包括ケアシステムの中核的 な機関として位置づけられています。

センターの運営は、市と各地域包括支援センター間の情報・課題の共有のために毎月定例会を実施するほか、被保険者の代表、サービス事業者、保健福祉・医療関係者等によって構成する地域包括支援センター運営協議会を設置し、公正かつ中立的な運営の確保を図っています。

今後の方向性

市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域における介護・福祉・保健などのワンストップ相談窓口として、「総合社会福祉センター」内に1か所目、特別養護老人ホーム「いきいきタウン蕨」内に2か所目、塚越地区に3か所目となる地域包括支援センターを設置し、総合相談事業や高齢者の権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントなどに取り組んでいるほか、蕨戸田市在宅医療支援センター、生活支援コーディネーター、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、地域ケア会議などとネットワークを形成して機能強化を図り、地域包括ケアシステム構築のための中核的な組織として、事業を展開していきます。

また、高齢者支援の拠点として、地域課題の抽出や地域資源の開発、多職種の連携を図るほか、地域包括支援センターの役割を見直し、業務負担の軽減をすることで、地域包括支援センターの機能強化に努め、包括的なケア体制の構築を進めていきます。

このような中で、地域包括支援センターの重要性はますます増加していることから、適切な運営を図るため、地域包括支援センターによる自己評価の実施とともに、センター設置者である市が、各センターの運営や活動に対する点検や評価、センター間の情報共有を定期的に行うことで質の確保を図り、体制整備についても支援していきます。

(2)総合相談支援事業

概要・現状

介護保険サービスの活用をはじめ、さまざまな形で高齢者を支援するため、地域包括 支援センターを中心に、地域における関係者とのネットワーク構築、高齢者の心身の状況 や生活状況の実態把握、必要なサービスに関する情報提供や初期対応相談など継続的・ 専門的な相談支援を実施する事業です。

今後の方向性

単身高齢者や認知症高齢者の増加等に伴い、相談内容は年々多様化・複雑化しており、相談窓口の周知と相談体制の強化が求められています。介護保険サービスだけではなく、福祉制度や民間サービスなども活用し、高齢者の多様な相談や困りごとに対して、必要な支援を行います。

令和6年度の介護保険制度改正において、総合相談支援事業の一部を居宅介護支援 事業所に委託することが可能となり、地域包括支援センターにおける総合相談支援事業 の実情を踏まえながら、必要性について把握をしていきます。

■総合相談事業

			第8期実績値			第9期計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談件数	(件)	8,676	9,035	9,442	9,800	10,300	10,700

[※]令和5年度は見込値

(3) 権利擁護事業

概要・現状

高齢者の生活状況についての実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合、成年後見制度の利用支援をはじめ、施設入所への支援や虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止などを行う事業です。

相談件数は年度ごとに増減がありますが、相談内容は多様化・複雑化する傾向にあり、 相談窓口の周知と相談体制の強化が求められます。

今後の方向性

認知症高齢者など、判断能力が不十分な高齢者が各種保健・福祉サービスを利用できるように、社会福祉協議会などの関係団体と連携を図りながら、成年後見制度の利用や福祉施設等への入所の支援、虐待防止・対応、消費者被害の防止・救済などに取り組んでいきます。

■権利擁護事業

			第8期実績値		第9期計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
成年後見相談件数	(件)	328	285	312	313	318	323	
高齢者虐待相談件数	(件)	131	185	240	295	350	405	
消費者被害相談件数	(件)	12	2	24	26	28	30	

※令和5年度は見込値

(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

概要・現状

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の 関係機関等との連携によりケアマネジメントの支援を行い、包括的・継続的なケア体制の 構築を行う事業です。

また、包括的・継続的ケアマネジメントを効果的に実施するため、地域包括支援センター、ケアマネジャー、保健・医療の専門職、介護サービス事業者等の高齢者支援に携わる関係者による自立支援型地域ケア会議を実施しています。会議では、各専門職の知見を高齢者ケアに活かすとともに、参加構成員がチームとして、高齢者の自立を目指す意識の醸成を図ります。

今後の方向性

地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが中心となり、地域の高齢者に対してケアマネジャーや医師、地域の関係機関が連携して包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための連携・協力体制の整備構築に努めます。

ケアマネジャーなどに対する個別相談や多職種協働による自立支援型地域ケア会議を通して、ケアプラン作成技術の指導および支援困難事例への指導・助言を行い、把握した課題を地域づくりや政策形成につなげるよう努めます。また、ケアマネジャー等の資質向上を図るための研修会や交流会、制度や施策等に関する情報提供などを行います。

これらの取り組みによって、地域包括支援センターおよびケアマネジャー、介護サービス事業者の資質向上と連携の促進を図ることで、要支援・要介護者高齢者の自立支援に効果的な高齢者ケアの普及・啓発に努めます。

■ケアマネジャー交流会・研修会

		ĝ	第8期実績値		第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加延人数	(人)	87	110	125	150	150	150

[※]令和5年度は見込値

■自立支援型地域ケア会議

1			:	第8期実績値		第9期計画値			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実施回数	(回)	9	12	12	12	12	12	

[※]令和5年度は見込値

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

概要・現状

医療・介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくためには、医療と介護などの多職種が連携した包括的・継続的なサービスの提供が必要です。

戸田市と合同で開催している「医療・介護連携ネットワーク会議」において、在宅医療・介護連携の現状と課題を抽出し、対応策の検討を行うほか、保健所や川口市・戸田市と協力して実施する医療・介護関係者向けの「多職種連携の会」や市民向けの「在宅医療講演会」など、地域の在宅医療・介護関係機関による連携体制の構築を推進します。

令和5年4月からは、入院の早い段階から退院後の円滑な在宅復帰に向けた支援を 行えるよう、病院等と在宅支援関係者が連携し、情報を共有するためのツールとして入 退院支援ルールの運用を開始しています。

今後の方向性

ア. 現状分析・課題抽出・施策立案

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向け、現状の分析、課題の抽出、施策の立案を行います。

取り組み	内容
①地域の医療·介護資 源の把握	地域の医療機関、介護サービスの機能を把握し、リスト等を 作成したうえで、関係機関内での共有や、把握した情報の活用 による、地域住民の医療・介護へのアクセスの向上を支援しま す。
②在宅医療・介護連 携の課題の抽出と 対応策の検討	医師会、歯科医師会、薬剤師会や介護保険事業者等、在宅 医療と介護に携わる関係者が参画する会議を開催し、在宅医 療と介護の連携における現状と課題を抽出し、その対応策等の 検討を行います。

イ. 対応策の実施

取り組み	内容
①在宅医療·介護連 携に関する相談支 援	戸田市と協働で、在宅医療・介護関係者からの相談窓口で ある蕨戸田市在宅医療支援センターの運営を蕨戸田市医師会 に委託し、医療・介護関係者からの相談の受付および情報提供 ならびに関係者間の連携支援を行います。
②地域住民への普及 啓発	在宅での看取りや在宅における医療・介護サービスに関する 市民向けの講演会等を開催し、在宅医療・介護連携の理解を 促進します。
③医療・介護関係者 の情報共有の支援	医療情報及び介護情報を共有できる全国一元的なデジタル 基盤の整備を進めることとされており、医療機関・介護事業所 等の間で情報を共有・活用できるよう支援をしていきます。
④医療·介護関係者 の研修	医療・介護関係職種を対象とした多職種研修会を行い、在宅 医療と介護の連携について理解を深めるとともに、顔の見える 関係づくりが進むように支援していきます。

ウ.対応策の評価及び改善の実施

上記の対応策で実施した事業については、適切に評価を行うとともに、取り組みの選択と集中を繰り返しながら、地域包括ケアシステムの実現に向けて、さらなる改善を行います。

(6)生活支援体制整備事業

概要・現状

高齢者の多様なニーズに応えるためには、介護保険を含む公的なサービスだけでなく、 地域住民や NPO、ボランティア団体等の市民組織による主体的な活動が不可欠です。

生活支援サービスの提供体制の整備を目的とした生活支援体制整備事業の中心的な担い手として、蕨市社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーターの働きかけや連携により、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを支援しています。

また、有償ボランティア事業は、令和3年4月に介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスBへ移行し、高齢者の生活支援サービスの充実を図っています。

今後の方向性

生活支援コーディネーターと、地域における生活支援サービスの担い手によって組織される「蕨市地域支え合い推進協議会」が連携を深め、地域資源の開発やネットワークの構築を推進します。

また、生活支援サービスの利用を希望する高齢者の増加が見込まれることから、地域住民による主体的な活動や有償ボランティア事業の拡大を目指し、地域における人材を発掘・養成するとともに、支え合い活動の充実に取り組みます。

取り組み	内 容
地域における人材の発 掘・養成	支え合い活動の充実のため、有償ボランティア事業の拡大や、 多様な主体によってサービスを提供する体制を整備し、地域に おける人材を確保することによって、高齢者が安心して暮らし続 けられる地域づくりを目指します。

3-2 任意事業

(1)介護給付等適正化事業

概要・現状

介護サービスがその目的に対して適切に提供されているのか、また、不適正・不正な介護サービスがないかといった観点から、介護給付の適正化を図るための事業です。

必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないか検証し、制度の趣旨 やより良いサービス展開のための情報提供を行うなど、利用者に適切なサービスを提供で きる環境整備を推進するとともに、令和6年度の改正により、主要5事業として位置付けら れていたものを3事業に再編し、実施方法の見直しを図り、埼玉県と協議し、計画に反映し ながら、再編後の実施状況について公表します。

項目	内容
①認定調査の適正化	認定調査の正確性を担保し、要支援・要介護認定における公正・公平性を確保する観点から、新規認定調査については市直営による認定調査を行うほか、認定調査員に対する研修などを実施していきます。 また、要介護認定の委託調査については、定期的な調査内容の点検やその内容を委託先の調査員にフィードバックすることにより、調査内容に関して個別指導を行い、適正な調査の遂行を確保していきます。
②ケアプラン等の点検	介護保険制度の根幹をなすケアマネジメントの適正化を 図るため、利用者の自立支援のためのケアプラン作成がな されているかどうかを、埼玉県国民健康保険団体連合会 (国保連)の介護給付適正化システムから提供される帳票 を活用し、国が示すケアプランチェックマニュアルなどに基 づき、国保連への委託も検討し、ケアプラン点検を実施して いきます。 また、ケアプラン点検に統合された「住宅改修の点検、福 祉用具購入・貸与調査」について、事業の優先度や地域特 性、サービス事業所からの介護保険の請求傾向等を総合 的に勘案し、必要性を判断していきます。
③医療情報との突合・縦覧点 検	介護保険制度における不適切な給付の抑制を図るため、国保連の給付適正化システムから提供される帳票のうち、費用対効果が高いと見込まれる一部の帳票を重点化対象とし、点検を行っていきます。

(2) 家族介護支援事業

在宅での介護環境を充実するためには、介護サービスを充実させるだけでなく、家族介護者への支援も必要です。介護用品の支給や認知症高齢者を介護する家族への支援、介護から一時的に解放するための介護者相互による交流会などにより、家族介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図ります。

また、「介護離職ゼロ」に向けて、介護と仕事の両立に役立つ情報を、市のホームページや広報紙などを用いて提供します。

①紙おむつ支給事業

概要・現状

常時紙おむつを必要とする高齢者を対象に、その家庭の経済的負担を軽減するため、要介護4、要介護5の方に紙おむつを支給する事業です。

今後の方向性

令和3年度から所得要件が導入されるなど、社会情勢に合わせて国の制度が見直されています。高齢者を介護する家族の経済的負担を軽減するために、地域の実情に応じた効果的な事業の実施を目指します。

■紙おむつ支給事業

			第8期実績値			第9期計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延支給人数 ()	()	1,388	1,479	1,597	1,980	2,080	2,180

[※]令和5年度は見込値

(3) その他事業

①住宅改修支援事業

概要・現状

効果的に住宅改修を実施するために、住宅改修に関する相談や情報提供等を行うとともに、住宅改修費の支給申請に係る理由書を介護支援専門員等に依頼した場合、その手数料の支援を行います。

今後の方向性

適正な住宅改修の促進につながるよう、支援を行います。

■住宅改修支援事業

			第8期実績値		第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申請件数	(件)	2	2	3	4	5	6

[※]令和5年度は見込値

②地域自立支援事業

• 高齢者住宅等安心確保事業

概要・現状

高齢単身世帯や夫婦世帯などが、地域で自立した生活を継続させるため、高齢者住宅における安否確認や生活相談などを実施するための計画を作成し、高齢者住宅に生活支援員を派遣して居住者の安心を確保する事業であり、「高齢者世話付き住宅」として市営住宅の一部で実施しています。

今後の方向性

高齢者住宅の提供にあたり、市営住宅の一部をこの事業で利用していることから、市営住宅を所管する部門と連携を図りながら、事業を継続していきます。

■高齢者住宅等安心確保事業

			第8期実績値			第9期計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
世帯数	(世帯)	22	20	24	24	24	24

[※]令和5年度は見込値

• あんしん介護相談員派遣事業

概要・現状

あんしん介護相談員が、市内の介護保険施設やデイサービスセンター、グループホーム、特定施設等の指定を受けた有料老人ホームを訪問し、利用者の話を聞く事で、不安や不満、疑問などを解消し、介護サービスの質的向上を図る事業です。

コロナ禍により、令和2年度中から事業を中止していましたが、令和5年度中に再開しております。

今後の方向性

事業の趣旨について理解を求めた上で、事業所からの派遣希望を受け付けるととも に、利用者と事業者との連携を図る活動を推進します。

■あんしん介護相談員派遣事業

			第8期実績値			第9期計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延派遣日数	(日)	0	0	48	145	150	155

[※]令和5年度は見込値

・配食サービス事業

概要・現状

自ら食事を仕度することが困難であり、食事の提供支援を受けられない高齢者を対象に、健康で自立した在宅生活を支援するため、食事の配達を行っています。

配食時に声をかけて安否確認を行うことで、見守りの機能も果たしています。

今後の方向性

配食サービスは、安否確認や声かけなどの見守りとしての役割もあることから、栄養 バランスのとれた食事を提供するだけではなく、地域包括ケアシステムを構築する1つの 事業として実施していきます。

■配食サービス事業

			第8期実績値			第9期計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延配食数	(食)	16,456	17,704	18,402	21,600	22,860	24,210
延利用人数	(人)	1,218	1,308	1,332	1,580	1,670	1,760

[※]令和5年度は見込値

4 高齢者の権利擁護の充実

• 成年後見制度利用支援事業

概要・現状

身寄りのない認知症高齢者や判断能力が不十分な方を保護・支援するために、成年後 見等の申立てや成年後見審判の請求に係る費用および成年後見人などに対する報酬に ついて助成を行う事業です。

認知症高齢者が増えていることから、今後も一定の利用が見込まれています。

今後の方向性

「蕨市成年後見制度利用促進基本計画」に則り、障害者福祉部門などと連携して、成年後見制度の周知と普及を図ります。広報紙やパンフレット、市のホームページなどを活用して、広報・啓発活動を引き続き行うほか、地域包括支援センターとの連携強化を図り、支援が必要な人の早期発見、早期対応に努めます。

■成年後見制度利用支援事業

		第8期実績値			第9期計画値	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人)	5	9	5	6	7	8

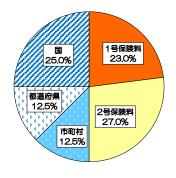
[※]令和5年度は見込値

第6章 介護保険事業費の見込み

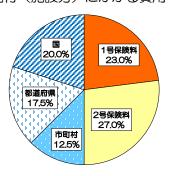
1 介護保険料算定の流れ

第1号被保険者の保険料の算定は、介護保険給付費の見込みで示した総給付費に特定 入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サー ビス等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた標準給付費、さらに地域支援事業費を 加えた総費用額のうち第1号被保険者が負担する分(23%)について、調整交付金や保険 料収納率等を加味し、所得段階に応じた被保険者数により算定します。

■介護保険給付費の負担割合 ○介護保険(居宅分)にかかる費用

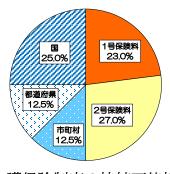


○保険給付(施設分)にかかる費用

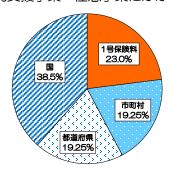


■地域支援事業

〇介護予防 • 日常生活支援総合事業



○包括的支援事業・任意事業にかかる費用



また、介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じて負担を求める観点から、介護保険制度において以下の点が見直され、標準給付費の算出に反映されています。

- ○特定入所者介護サービス費の段階の細分化と資産要件の細分化を実施。(令和3年8月より)
- ○高額介護サービス費の利用者負担の上限額の細分化を実施。(令和3年8月より)
- ○公費投入による低所得者の保険料軽減を引き続き実施。

2 介護保険給付費等の見込み

(1)介護給付費の見込み

先に示した介護給付及び介護予防給付にかかる各サービスの見込みの内、給付費についてとりまとめると以下の通りとなります。

■介護給付費(要介護1~5)

(単位:千円)

介護サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 12 年度	令和 22 年度
居宅サービス	2,694,072	2,805,439	2,923,266	3,007,244	3,219,502
①訪問介護	455,420	468,797	477,011	487,089	510,415
②訪問入浴介護	25,299	25,331	25,331	25,331	25,331
③訪問看護	177,189	193,157	210,641	229,783	278,317
④訪問リハビリテーション	31,936	31,976	33,707	34,333	35,707
⑤居宅療養管理指導	136,553	141,049	146,750	149,883	156,761
⑥通所介護	722,804	745,813	776,672	788,161	823,142
⑦通所リハビリテーション	57,313	58,744	63,771	65,130	66,488
⑧短期入所生活介護	167,741	172,517	180,217	181,937	190,827
⑨短期入所療養介護	5,937	6,329	7,443	8,026	8,810
⑩福祉用具貸与	149,917	154,633	160,603	164,306	171,913
①特定施設入居者生活介護	744,234	786,355	819,311	850,446	926,789
⑫特定福祉用具購入	5,029	5,299	5,631	5,902	6,607
13住宅改修	14,700	15,439	16,178	16,917	18,395
地域密着型サービス	545,304	629,907	688,569	749,621	781,451
①定期巡回·随時対応型訪問介護看護	21,186	21,213	21,213	24,228	24,228
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	8,999	11,454	13,898	16,341	21,228
④小規模多機能型居宅介護	90,619	94,208	98,103	101,227	105,143
⑤認知症対応型共同生活介護	245,032	275,860	296,063	335,933	356,137
⑥地域密着型特定施設入居者 生活介護	0	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0
⑧看護小規模多機能型居宅介護	_	46,065	76,774	87,962	87,962
⑨地域密着型通所介護	179,468	181,107	182,518	183,930	186,753
施設サービス	1,502,728	1,544,235	1,586,546	1,745,075	1,857,638
①介護老人福祉施設	1,064,595	1,083,790	1,101,139	1,226,847	1,294,925
②介護老人保健施設	423,327	440,679	460,699	488,579	523,181
③介護医療院	14,806	19,766	24,708	29,649	39,532
居宅介護支援	257,919	265,862	276,373	282,394	295,577
介護給付費計	5,000,023	5,245,443	5,474,754	5,784,334	6,154,168

■介護予防給付費(要支援1·2)

(単位:千円)

1	介護予防サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 12 年度	令和 22 年度
介部	雙予防サービス	107,757	113,365	118,005	121,127	128,571
	①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
	②介護予防訪問看護	12,372	12,388	12,973	13,558	14,144
	③介護予防訪問リハビリテーション	5,440	5,954	5,954	5,954	6,461
	④介護予防居宅療養管理指導	10,681	10,851	11,302	11,596	12,203
	⑤介護予防通所リハビリテーション	11,851	12,134	12,630	12,898	13,393
	⑥介護予防短期入所生活介護	775	776	776	776	776
	⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
	⑧介護予防福祉用具貸与	16,281	16,852	17,480	17,868	18,690
	⑨介護予防特定施設入居者生活介護	38,742	42,045	43,436	44,131	46,689
	⑩介護予防特定福祉用具購入	2,615	2,615	2,954	3,096	3,465
	①介護予防住宅改修	9,000	9,750	10,500	11,250	12,750
地均	域密着型介護予防サービス	0	0	0	0	0
	① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
	②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
	③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介記	雙予防支援	17,765	18,373	19,074	19,485	20,420
介語	雙予防給付費計	125,522	131,738	137,079	140,612	148,991

以上の介護給付費と介護予防給付費の合計となる総給付費は以下のとおり、第9期(令和6年度から令和8年度)の3年間の合計は161億1,456万円と見込まれます。

■総給付費 (単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計	令和12年度	令和 22 年度
介護給付費	5,000,023	5,245,443	5,474,754	15,720,220	5,784,334	6,154,168
介護予防給付費	125,522	131,738	137,079	394,339	140,612	148,991
総給付費	5,125,545	5, 377, 181	5, 611, 833	16, 114, 559	5,924,946	6,303,159

(2)標準給付費の見込み

介護給付費と介護予防給付費を合わせた総給付費に、特定入所者介護サービス費等 給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対 象審査支払手数料を加えて標準給付費の見込額を算出します。第9期の3年間合計で約 168億5,237万円になると見込みました。

■標準給付費 (単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計	令和 12 年度	令和 22 年度
総給付費	5,125,545	5, 377, 181	5, 611, 833	16, 114, 559	5,924,946	6,303,159
特定入所者介護 サービス費等給付額	94, 313	95, 478	96, 396	286, 187	114,485	113,919
高額介護 サービス費等給付額	125, 803	129, 693	130, 861	386, 357	136,784	136,107
高額医療合算介護 サービス費等給付額	17, 737	17, 957	18, 119	53, 813	18,979	18,885
算定対象 審査支払手数料	3, 693	3, 816	3, 943	11, 452	4,162	4,427
標準給付費見込額	5, 367, 091	5, 624, 125	5, 861, 152	16, 852, 368	6,199,356	6,576,497

[※]総給付費は、介護・介護予防サービスに係る費用を合計したもの

(3) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費は介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費、任意事業費を合わせた額です。第9期の3年間合計で9億2,284万円になると見込みました。

■地域支援事業費

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計	令和 12 年度	令和 22 年度
介護予防·日常生活 支援総合事業費	177,835	183,846	190,251	551, 932	200,829	213,622
包括的支援事業 ・任意事業	122,584	123,637	124,690	370, 911	126,935	132,545
地域支援事業費見込額	300,419	307,483	314,941	922, 843	327,764	346,167

[※]標準給付費は、総給付費に特定施設入所者の補足給付や高額介護サービス費、審査支払手数料などを合計したもの

3 第1号被保険者の介護保険料の算出

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、介護予防給付費、地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金、市町村特別給付費、財政安定化基金償還、保健福祉事業に要する費用等から構成されます。

(1) 蕨市介護保険給付費準備基金

第9期計画期間での介護保険料を軽減するため、介護給付費準備基金から4億5千万円を繰り入れることといたしました。

この繰り入れにより、保険料を月額710円軽減いたします。

■介護保険料額の軽減

軽減がないものとした場合の保険料月額(実力ベース) 6,472円				
給付費準備基金の繰り入れによる軽減月額	710 円			
第9期 保険料基準額(月額) 5,762 円				

保険料段階について本市の介護保険料の所得段階は、より所得に配慮した設定とする ため、第8期に引き続き14段階とし、令和6年度から令和8年度の3年間でこれらの必要と なる費用および財源から算出した本市の介護保険料基準額は、月額 5,762 円となります。

4 保険料段階別の保険料

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険料基準額(第5段階)を1.0 として、それに対する各所得段階での保険料率によって、個人の介護保険料の額が決定されます。

■介護保険料段階表

保険料 段階	対象者	保険料率	保険料額 【年額:円】	保険料 【月額:円】
fato a ser millo	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税または、世帯全員が住民税非課税で	基準額×0.455	31,461	2,622
第1段階	前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が 80 万円 以下	(軽減後 0.285)	(19,706)	(1,642)
笠 9 50世	世帯全員が住民税非課税で、前年の「合計所得金額+	基準額×0.685	47,364	3,947
第2段階	課税年金収入額」が 80 万超 120 万円以下	(軽減後 0.485)	(33,535)	(2,795)
AT O LITTLE	世帯全員が住民税非課税で、前年の「合計所得金額+	基準額×0.69	47,709	3,976
第3段階	課税年金収入額」が 120 万円超	(軽減後 0.685)	(47,364)	(3,947)
第4段階	世帯員のいずれかが住民税課税で本人が住民税非課税かつ、前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下	基準額×0.85	58,772	4,898
第5段階	世帯員のいずれかが住民税課税で本人が住民税非課税かつ、前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が 80万円超	基準額×1.00	69,144	5,762
第6段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額 120 万円未満	基準額×1.20	82,973	6,914
第7段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額 120 万円以上 210 万円未満	基準額×1.30	89,887	7,491
第8段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額 210 万円以上 320 万円未満	基準額×1.50	103,716	8,643
第9段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額 320 万円以上 420 万円未満	基準額×1.70	117,545	9,795
第10段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額 420 万円以上 520 万円未満	基準額×1.90	131,374	10,948
第 11 段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額 520 万円以上 620 万円未満	基準額×2.10	145,202	12,100
第12段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額 620 万円以上 720 万円未満	基準額×2.30	159,031	13,253
第13段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額 720 万円以上 900 万円未満	基準額×2.40	165,946	13,829
第 14 段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額 900 万円以上	基準額×2.50	172,860	14,405

^{※100}円未満を切り捨てた金額が、納めていただく介護保険料額(年額)となります。

[※]第1段階から第3段階の保険料率のうちカッコ内は、公費投入による軽減後の額です。

第7章 計画の推進

1 計画の推進に向けて

1-1 連携の強化

本計画に盛り込まれた各施策・事業の実施には、市はもとより関係行政機関、保健・医療・福祉の関係団体、事業所、市民のすべてが関わっており、施策・事業を適正かつ確実に実行するためには、関係者すべての緊密な連携が必要です。

項目	内 容
①市行政内部の連携強化	本計画の推進にあたり、保健・医療・福祉をはじめ、教育・ 建設等様々な行政分野が関わることから、市行政内部の関係 各課との連携を強化します。
②国・県・周辺市町村との 連携強化	本計画に盛り込まれた多くの施策・事業は、介護保険制度 をはじめ、保健・福祉制度に基づいて実施されることから、 国・県はもとより、周辺市町村との連携を強化します。
③関係団体、事業所との 連携強化	福祉サービスをはじめとする各事業の実施主体は、保健・ 医療・福祉関係のサービス事業者や社会福祉協議会、民間ボ ランティア等の関係団体が中心となることから、それらとの連 携を強化します。
④市民との連携強化	まちづくりの主体は市民であり、これからの福祉のまちづくりに大きな役割を担っています。保健・医療・福祉に関わる市民活動の活性化を図り、連携を強化します。

1-2 推進体制の強化

施策・事業に様々な組織・団体・市民が関わることから、効果的に着実に実行するため に、組織的な体制の整備・強化を図ります。また、保健・医療・福祉をはじめ、様々な人材が 求められ、人材の確保・育成に努めます。

項目	内 容
①市行政内部の体制整 備・強化	本計画の推進には、市行政内部の多くの部署が関わること から、関係各課による計画推進のための組織整備に取り組 み、施策・事業推進体制の強化を図ります。
②関係機関・団体との連携 体制整備・強化	施策・事業の円滑な実施のために、地域包括支援センターが中心となり、関係機関や団体の連携・調整機関としての組織体制を整備し、施策・事業の推進体制を強化します。
③人材確保と資質の向上	本計画を推進する上で、保健・医療・福祉分野の専門職を はじめ、多くの人材が必要となることから、その確保と資質の 向上に努めます。

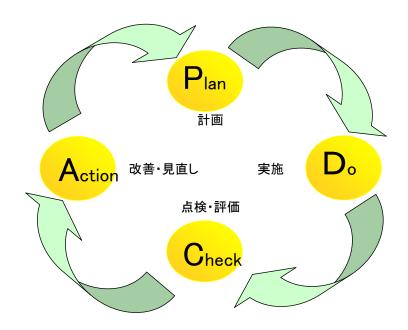
1-3 計画の進行管理

サービス利用者が自分のニーズにあった事業者やサービスを選択するためには、事業者や各サービスの質について判断できる基準が必要となります。また、各サービスの質の向上を図る上でも、サービス評価が必要です。

そのためにも、まず事業者自らがサービス内容を評価する「自己評価」を推進するとともに、第三者によるサービス評価の導入を推奨します。

<<点検・評価の手順>>

- ①Plan(計画):高齢者福祉計画・介護保険事業計画の目標の設定
- ②Do(実施):計画の実行
- ③Check(点検・評価):計画の目標値と実績値の比較
- ④Action(改善・見直し):計画の新目標の設定



2 介護保険制度の円滑な運営に向けて

2-1 円滑な制度運営のための体制整備

(1) ケアマネジメント機能の強化

高齢者が住み慣れた地域で、在宅での生活を可能な限り続けることができるように支援するためには、ケアマネジメント機能を強化していくことが不可欠であり、地域包括支援センターが担う包括的・継続的なケアマネジメント支援や総合相談、多職種が連携する自立支援型地域ケア会議などについて、適切かつ積極的に取り組みます。

(2)介護予防事業の積極的な推進

元気な高齢者から要支援等の高齢者まで幅広く参加でき、要介護状態にならないよう地域ぐるみで介護予防に努め、住民運営による通いの場の普及に積極的に取り組みます。

2-2 利用者への配慮

必要とする介護サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センター等を通じて、 利用者への的確な情報提供に努めるとともに、各種の利用者負担軽減制度の周知を図る 等、サービス利用の向上に努めます。

資料編

1 計画策定の経過

日 付	会 議 等	内 容		
令和4年 10月~ 12月	アンケート調査	(1)介護予防域ニーズ調査 (2)在宅介護実態調査 (3)在宅生活改善調査		
令和 5 年 8月 4 日(金)	第1回蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会	(1)蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第 9 期)の策定概要について (2)計画策定のための実態調査結果について (3)第 8 期計画の実施状況について (4)計画策定の方向性とスケジュールについて		
8月9日(水)	第1回蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会	(1)蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第 9 期)の策定概要について (2)計画策定のための実態調査結果について (3)第 8 期計画の実施状況について (4)計画策定の方向性とスケジュールについて		
11月 9日(木)	第2回蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会	(1)計画素案について (2)第8期(現行)計画の保険料の算定方法について (3)その他		
11月16日(木)	第2回蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会	(1)計画素案について (2)第8期(現行)計画の保険料の算定方法について (3)その他		
令和5年 12月28日(木)~ 令和6年 1月19日(金)	パブリックコメント	(1)計画案について		
2月16 日(金)	第3回蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会	(1)計画素案について(2)計画概要版案について(3)その他		
2月 20 日(火)	第3回蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会	(1)計画素案について(2)計画概要版案について(3)その他		

2 蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会設置要綱

令和5年3月23日要綱第15号

(設置)

第1条 蕨市における第9期高齢者福祉計画(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の 規定により定める計画をいう。)及び介護保険事業計画(介護保険法(平成9年法律第123号)第117条 第1項の規定により定める計画をいう。)の策定(以下「計画の策定」という。)について、広く市民等の意 見を聴くため、蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 懇談会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 福祉関係者
 - (3) 保健医療関係者
 - (4) 公募による介護保険の被保険者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者
- 2 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 懇談会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、健康福祉部健康長寿課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
 - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、計画の策定が終了した日限り、その効力を失う。

3 蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会委員名簿

区分	役職等	氏 名	職 名 等	
学識経験者	会長	濱口豊太	大学教授	
保健医療 関係者	副会長	早舩直彦	蕨戸田市医師会	
被保険者代表	委員	宮 崎 紀	公募	
	委員	守屋公之	公募	
	委員	松田曜美	公募	
保健医療関係者	委員	海野智	蕨戸田歯科医師会	
	委員	庄 喬	蕨市薬剤師会	
	委員	倉林 泰士郎	理学療法士	
福祉関係者	委員	三浦康子	蕨市社会福祉協議会	
	委員	釜田 幸弘	社会福祉法人寧幸会	
	委員	田村直樹	蕨市介護保険事業者連絡会	
	委員	引地 美代子	民生委員・児童委員	

(順不同、敬称略)

4 審議過程における主な意見

- ・(委員の実体験として)自分の親が認知症を発症するとなかなか客観的に見られない。養成講座を受けて認知症を理解し、自身の介護で冷静な判断ができた。ご家族には認知症サポーター養成講座を受講してほしいので事業を継続してほしい。
- ・蕨市は要支援の人が増えている。要支援は介護報酬が安いから受けないという所が多いとなると、支援を受けられない人が要介護になってしまう。だったら介護予防の部分を手厚く。元気な高齢者が増えていけば良い。介護予防で評価事業を具体的にやると客観的にわかりやすく、要支援・要介護になる人も少しずつ減るのでは。
- ・同級生は介護保険について何も知らなかった。蕨市に移ってから近所の高齢者も介護保険と聞くと寝たきりをイメージする人が多い。支援1、2でできるリハビリがたくさんある。それをPRする人がいない。介護保険は寝たきりになってから使うわけではない。もっと早い段階で利用し、回復・維持へ繋げるのが望ましい。
- ・介護予防に歯科医師会が取り組んでいる「お口いきいき教室」がある。フレイルの手前に口腔の衰え「オーラルフレイル」がある。口腔の健康は体の健康と密接な関係がある。保健センターと協同でチラシを配るなど、イベントの告知は色々宣伝するが、なかなか周知されない。それでも皆さんと広めていくのが大事かと。
- ・蕨市は日本の縮図で中央値と思われる。蕨市はコンパクトシティだが、若い人が多い元気な地域や過疎の地域があるが、そのちょうど真ん中くらい。ニュースの課題は蕨市に当てはまる。
- ・蕨市の隣接自治体の級地を見ると5級地が複数ある。この辺が適用ということは、蕨市に『囲まれ』ルールの 適用もありでは?隣接自治体との地域格差を無くさなければ、介護業界は厳しい状況にある。何年も求人 を出しているが人が来ない。人材が都内に流出するという事も顕れている。蕨市で求人を出した場合に隣 接自治体と求人票を見比べられてしまう。地域間の格差が生じないように。こういった状況を判断したうえ で級地の見直しについて検討をお願いしたい。
- ・単身・高齢者のみ世帯というのは介護サービスだけでは支えきれないことが多々ある。介護保険外サービス 事業の充実を求めたい。介護保険外のサービスで有料のサービスを使うと結構な費用がかかってしまう。そ こを地域で支えていければと。
- ・仲間内のスポーツ活動は、継続しやすいので、高齢になる前から推奨していくと継続しやすい。そういったことを長い目で見て推進した方が良い。
- ・市としても、介護技術習得の研修などやって欲しい。先日も埼玉県の行政報告があり、県には介護人材確保の支援事業がある。現在15市町村が参加している。内容は、補助上限100万円で10/10とのことである。このような取組みについてもご検討をお願いしたい。

- ・(支援・介護サービスなど)どこで何をしているのかわからない。どうしたらそこにアクセスできるのか。 支援になる前に、活動に参加し、リハビリで歩けるようになったり、レクリエーションで友達ができたり、重要 なこと。いきいき百歳体操の周知も力を入れて。市民に実施場所などPRしていただけたらよい。
- ・いきいき百歳体操のサポートをしているが、塚越は参加率が高く、コロナ対応もあり順番待ちが発生するほ ど。資料を見ると全体では少なかったので意外。活性化して欲しい。
- ・認知症という言葉を使わず、オレンジという言葉を使ったらどうか。誰でもなり得る認知症は、同じ人間なので偏見や上下関係もなく、優しく普通に接してあげられるような言葉への言い換えも検討して欲しい。
- ・越谷市の『通いの場』では、来ている人たちの健康維持を、市が評価事業として事業費を出している。大学ではリサーチャーとして携わっている。担い手としてはいくつかの事業団体が担う。データを見ると、5~6年くらいで衰えが見え始め、すぐクリニックや医療・介護サービスからアドバイスを受けるというケースが多い。 予防策はすごく大事である。

5 蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会設置要綱

令和5年3月23日要綱第16号

(設置)

第1条 蕨市における第9期高齢者福祉計画(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定により定める計画をいう。)及び介護保険事業計画(介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定により定める計画をいう。)の策定(以下「計画の策定」という。)について、調査、研究等を行うため、蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会(以下「庁内連絡会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 庁内連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 計画の策定に必要な調査、研究及び連絡調整に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 庁内連絡会は、次に掲げる者を委員として組織する。
 - (1) 健康福祉部長
 - (2) 健康福祉部健康長寿課長
 - (3) 職員のうちから市長が任命する者
- 2 庁内連絡会に会長を置き、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 庁内連絡会に副会長を置き、健康福祉部健康長寿課長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第4条 庁内連絡会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 庁内連絡会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 庁内連絡会の庶務は、健康福祉部健康長寿課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
 - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、計画の策定が終了した日限り、その効力を失う。

6 蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会委員名簿

役 職	氏 名	所属(課·所)	役職
会 長	根津賢治	健康福祉部	部長
副会長	加藤晶大	健康福祉部 健康長寿課	課長
委員	國井 信太郎	健康福祉部 福祉総務課	次長
委員	安治直尚	保健センター	所長
委員	佐藤則之	総務部 政策課	課長
委員	白鳥 幸男	総務部 財政課	課長
委員	大山 麻美子	市民生活部 医療保険課	課長
委員	丸山 友之	都市整備部 まちづくり課	次長
委員	加納克彦	教育委員会 生涯学習スポーツ課	次長

第9期

蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 令和6年度 ~ 令和8年度

発行:令和6年3月

編 集:蕨市 健康福祉部 健康長寿課

〒335-8501 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号

電 話:048-432-3200 (代表)

ホームページ: http://www.city.warabi.saitama.jp/